

第 46 回 全国青年保育者会議 宮城大会 本部報告資料
～保育を取り巻く諸情勢について～

令和 7 年 9 月 5 日

日本保育協会本部 川鍋慎一

目 次

I 児童福祉法等の一部を改正する法律(令和 7 年法律第 29 号)の概要……………	1 頁
(1) 保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について ……………	2 頁
(2) 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン……………	5 頁
II 保育政策の新たな方向性……………	10 頁
III 「2040 年に向けたサービス提供体制のあり方検討会」とりまとめ(案)……………	25 頁

児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）の概要

法案の趣旨

保育人材の確保等に関する体制の整備及び虐待を受けた児童等への対応の強化を図るため、保育士・保育所支援センターの法定化、国家戦略特別区域における関係する特例の一般制度化を行うほか、保育所等の職員による虐待に関する通報義務等の創設、一時保護委託の登録制度の創設及び児童虐待を行った疑いのある保護者に対する一時保護中の児童との面会制限等に関する規定の整備を行う。

法案の概要

（１）保育士・保育所支援センターの法定化【児童福祉法】

現在予算事業として行われている保育士・保育所支援センターによる保育士確保のための都道府県等の業務に関する規定を整備し、都道府県等が潜在保育士の復職支援等を行うための必要な体制の整備を行う。

（２）保育の体制の整備に係る特例の一般制度化【児童福祉法、子ども・子育て支援法、国家戦略特別区域法】

- ① 国家戦略特別区域に限り認められている地域限定保育士制度を一般制度化し、登録した都道府県等においてのみ保育士として業務を行うことができ、登録後３年経過し一定の勤務経験がある場合には、通常の保育士として当該都道府県等以外でも業務を行うことが可能な資格制度を創設する。
- ② ３～５歳児のみを対象とした小規模保育事業は国家戦略特別区域に限り認められているところ、これを全国展開する。

（３）虐待対応の強化【児童福祉法、認定こども園法、学校教育法、児童虐待防止法、こども性暴力防止法】

- ① 保育所等（※）の職員による虐待に関する通報義務等を創設する。
（※）もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等を行う以下の施設・事業を対象とする。
保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊娠婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館
- ② 児童福祉施設、里親等以外の者が一時保護委託を受ける場合の登録制度を創設する。また、当該登録を受けた者をこども性暴力防止法の学校設置者等として位置付ける。
- ③ 一時保護児童と保護者との面会等制限について、児童虐待が行われた場合に加え、児童虐待を行った疑いがあると認められる場合も、児童の心身に有害な影響を及ぼすおそれが大きいと認めるときに、保護者の同意がなくとも面会等制限を可能とする。併せて、面会等制限を児童への意見聴取等措置の実施対象に加える。

施行期日

令和7年10月1日（ただし、（２）②は令和8年4月1日、（３）②は公布の日から起算して１年６月を超えない範囲において政令で定める日、（３）③は公布の日から起算して６月を超えない範囲において政令で定める日に施行する。）

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

施行日：令和7年10月1日

①制度の現状・背景

- 保育所等における虐待等の不適切事案が相次いでおり、こどもや保護者が不安を抱えることなく**安心して保育所等に通う・こどもを預けられるような環境を整備していく必要がある。**
 - 児童養護施設等や障害児者施設、高齢者施設については、**職員による虐待等の発見時の通報義務等の仕組み**が設けられているところ、**保育所等における虐待等への対応についても、同様の仕組みを設ける必要がある。**
- (※) なお、保育所等や自治体において適切な対応が図られるよう「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を策定し通知を発出（令和5年5月）するなどの対応を行っている。

②改正内容

- **保育所等の職員による虐待について、児童福祉法等を改正し、児童養護施設等の職員による虐待と同様、下記の規定を設ける。**
 - ・ 虐待を受けたと思われる児童を発見した者の通報義務
 - ・ 都道府県等による事実確認や児童の安全な生活環境を確保するために必要な措置
 - ・ 都道府県等が行った措置に対する児童福祉審議会等による意見
 - ・ 都道府県による虐待の状況等の公表
 - ・ 国による調査研究 等
- **もっぱら保護者と離れた環境下において、児童に保育や居場所の提供等の支援を行う以下の施設・事業を、通報義務等の対象として追加する。**

【対象施設・事業】：保育所、幼保連携型認定こども園、幼稚園、特別支援学校幼稚部、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業、認可外保育施設、一時預かり事業、病児保育事業、乳児等通園支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、意見表明等支援事業、妊産婦等生活援助事業、児童育成支援拠点事業、母子生活支援施設、児童館

保育所等の職員による虐待に関する通報義務等について

政令

- ◆ 改正法においては、保育所等において虐待が発生した場合は、「所管行政庁」が必要な措置を講ずることとしているところ、児童福祉法施行令（昭和23年政令第74号）及び地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）を改正し、指定都市・中核市・児童相談所設置市（以下「指定都市等」という。）が指導監督を行う施設等については、指定都市等を「所管行政庁」とする。
- ◆ 改正法においては、都道府県知事が毎年度、管内の市町村における虐待の状況を取りまとめて公表することとしているところ、児童福祉法施行令及び地方自治法施行令を改正し、指定都市等における虐待の状況を含め、都道府県知事が取りまとめて公表することとする。
※改正法により、幼保連携型認定こども園については、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）において、法律上、都道府県知事が指定都市・中核市における虐待の状況を取りまとめて公表することが規定されている。

府令

【①内閣府令で定める事項】

- ◆ 所管行政庁が児童福祉審議会等に報告する事項として、以下を規定する。
 - ・虐待に係る施設等の名称、所在地及び種別
 - ・虐待を受けた又は受けたと思われる児童の性別、年齢及びその他の心身の状況
 - ・虐待の種別、内容及び発生要因
 - ・虐待を行った施設職員等の氏名、生年月日及び職種
 - ・所管行政庁等が講じた措置の内容
 - ・虐待が行われた施設等において改善措置が採られている場合にはその内容

【②内閣府令で定める事項】

- ◆ 市町村長が都道府県知事に報告し、都道府県知事が公表する事項等として、法律上定められた事項（虐待の状況、事実確認等の講じた措置の内容、市町村から報告を受けた事項）に加え、以下を規定する。
 - ・虐待を行った職員等の職種

【③内閣府令で定めるところ】

- ◆ 都道府県知事等が虐待の状況等を公表する際は、ウェブサイトにおいて公表するものとする。

※幼保連携型認定こども園・幼稚園・特別支援学校幼稚部についても、上記と同様の改正を行う。

※上記の他、幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準（平成26年内閣府・文部科学省・厚生労働省令第1号）において、改正法により認定こども園法上「入園児虐待」を新たに定義したことに伴う改正等、各設備運営基準の所要の改正を行う。

法の条文

■児童福祉法（昭和22年法律第164号） ※令和7年10月1日施行時点

第三十三条の十 （略）

② この節において、**所管行政庁**とは、次の各号に掲げる事業、里親、施設又は一時保護の区分に応じ、当該各号に定める者をいう。

一 児童自立生活援助事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、病児保育事業、意見表明等支援事業又は妊産婦等生活援助事業 これらの事業について届出を受け、又はこれらの事業を行う都道府県の知事

二 放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、家庭的保育事業等、児童育成支援拠点事業又は乳児等通園支援事業 これらの事業について認可を行い、若しくは届出を受け、又はこれらの事業を行う市町村の長

三 （略）

四 乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童館、児童養護施設、障害児入所施設、児童心理治療施設又は児童自立支援施設 これらの施設の設置について認可を行い、若しくは届出を受け、若しくはこれらの施設を設置する都道府県の知事又は国の設置するこれらの施設が属する国の行政機関の長

五 認可外保育施設又は指定発達支援医療機関 これらの施設が所在する都道府県の知事

六 （略）

③ （略）

第三十三条の十五 所管行政庁は、前条第二項又は第三項に規定する措置を講じたときは、速やかに、これらの措置の内容、これらの措置に係る被措置児童等の状況その他の**①内閣府令で定める事項**を審議会等に報告するものとする。

②・③ （略）

第三十三条の十六 次の各号に掲げる所管行政庁は、毎年度、自らが所管行政庁である事業又は施設に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置その他**②内閣府令で定める事項**を当該各号に定める者に報告するものとする。

一 国の行政機関の長（内閣総理大臣を除く。） 内閣総理大臣

二 市町村長 都道府県知事

② 内閣総理大臣及び都道府県知事は、毎年度、**③内閣府令で定めるところにより**、自らが所管行政庁である事業、里親、施設又は一時保護に係る被措置児童等虐待の状況、第三十三条の十四第二項又は第三項の規定により講じた措置、前項の規定により報告を受けた事項その他**②内閣府令で定める事項**を公表するものとする。

こどもまんなか
こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要①）

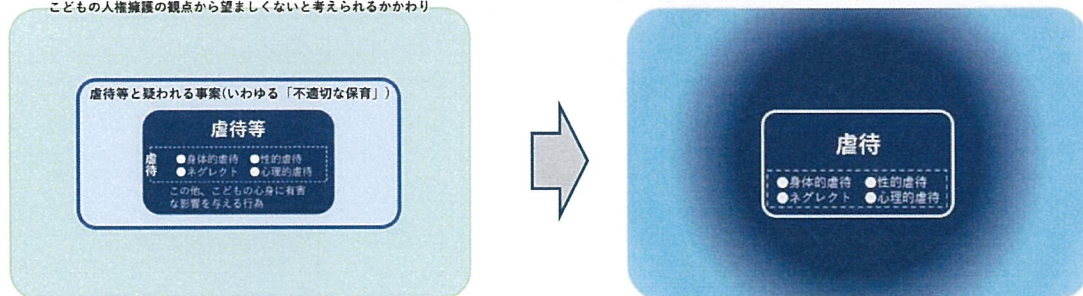
概要

- ◆ 保育所等に対する実態調査を踏まえ、虐待の考え方や虐待の防止等に関して保育所等・自治体それぞれに求められる事項等を整理したガイドラインを令和 5 年 5 月に発出。
- ◆ 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）において、保育所等における虐待の通報義務等の仕組みを設け、法律上、通報があった場合の自治体の対応を明確化したところ。
- ◆ 併せて、令和 6 年度には「保育所等における不適切な保育に関する調査研究」を実施し、虐待に係る判断プロセスや判断を行う際の指標を整理したところであり、改正法や調査研究を踏まえ、ガイドラインの内容の拡充を実施。

概念の再整理：「不適切な保育」について

- ◆ 従前、ガイドラインにおいては、「不適切な保育」を「虐待等が疑われる事案」と捉え、不適切な保育の中には虐待等が含まれ得るものであり、不適切な保育自体が未然防止や改善を要するものであるとして、必要な対応を講じていく必要があるものと整理をし、また、「不適切な保育」の外側に「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」があるものと整理していた。
- ◆ 一方で、日々保育の現場において行われる行為は、仮にその 1 つ 1 つが虐待には該当しないものであったとしても、日々の振り返りの中で改善が図られなければ、そうした行為の繰り返し等によって虐待になり得る、すなわち、**日々の行為の延長に虐待があると解すべき**。
- ◆ また、今般の改正法において、身体的虐待・性的虐待・ネグレクト・心理的虐待の 4 つを「虐待」と定義し、虐待が疑われる場合の通報義務を設けたことも踏まえ、**ガイドラインにおいては、「不適切な保育」や「こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり」という概念は用いず、「虐待」の概念を軸に講ずるべき対応等を再整理**。
- ◆ この再整理は、「虐待」に該当しないものについて、未然防止や改善の取組を要しないことを意味するものではない。前述のとおり、日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施され、改善につながる一連の「流れ」をつくる、そうした不断の取組が重要である。

こどもの人権擁護の観点から望ましくないと考えられるかかわり



日々の行為の延長に虐待があるものであり、日々の保育実践において、より良い保育に向けた振り返りが実施される必要がある。

ガイドライン目次

I はじめに

1. 本ガイドラインの位置づけ
2. 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 7 年法律第29号）について
3. 保育所等における虐待について
 - (1) 虐待について
 - (2) 「不適切な保育」について

II 保育所等における対応

1. より良い保育に向けた日々の保育実践の振り返り等
 - (1) こどもの権利擁護について
 - (2) 各職員や施設単位で、日々の保育実践における振り返りを行うこと
 - (3) 職員一人ひとりがこどもの人権・人格を尊重する意識の共有をすること
2. 市町村等への相談
 - (1) 虐待と疑われる事案と確認した場合
 - (2) 虐待と疑われる事案に該当しないと確認した場合
3. 市町村等の指導等を踏まえた対応
4. さらにより良い保育を目指す

III 市町村・都道府県（所管行政庁）における対応

1. 未然防止に向けた相談・支援、より良い保育に向けた助言等
2. 虐待対応の全体像と体制整備について
 - (1) 虐待対応の全体像
 - (2) 体制整備
3. 保育所等からの相談や通報を受けた場合
 - (1) 通報受理時に確認する事項等
 - (2) 個人情報保護との関係
 - (3) 通報による不利益取扱いの禁止について
4. 事実確認の準備と実施
 - (1) 通報内容の情報共有の実施
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 乳児等通園支援事業を行う保育所において虐待が発生した場合
 - (4) 初動対応の決定
 - (5) 事実確認の実施
5. 虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定
 - (1) 虐待の具体的な判断過程
 - (2) 都道府県・市町村の連携及び対応の協議について（例：保育所の場合）
 - (3) 虐待と判断される行為の指標
 - (4) 指標に基づく判断の具体例について
 - (5) 判断後の対応
 - (6) 虐待と判断した場合の対応
 - (7) フォローアップ
 - (8) 児童福祉審議会への報告等
 - (9) 虐待の状況の定期的な報告・公表

IV 参考資料

対応フロー

◆ 虐待の通報がされた場合、所管行政庁は、

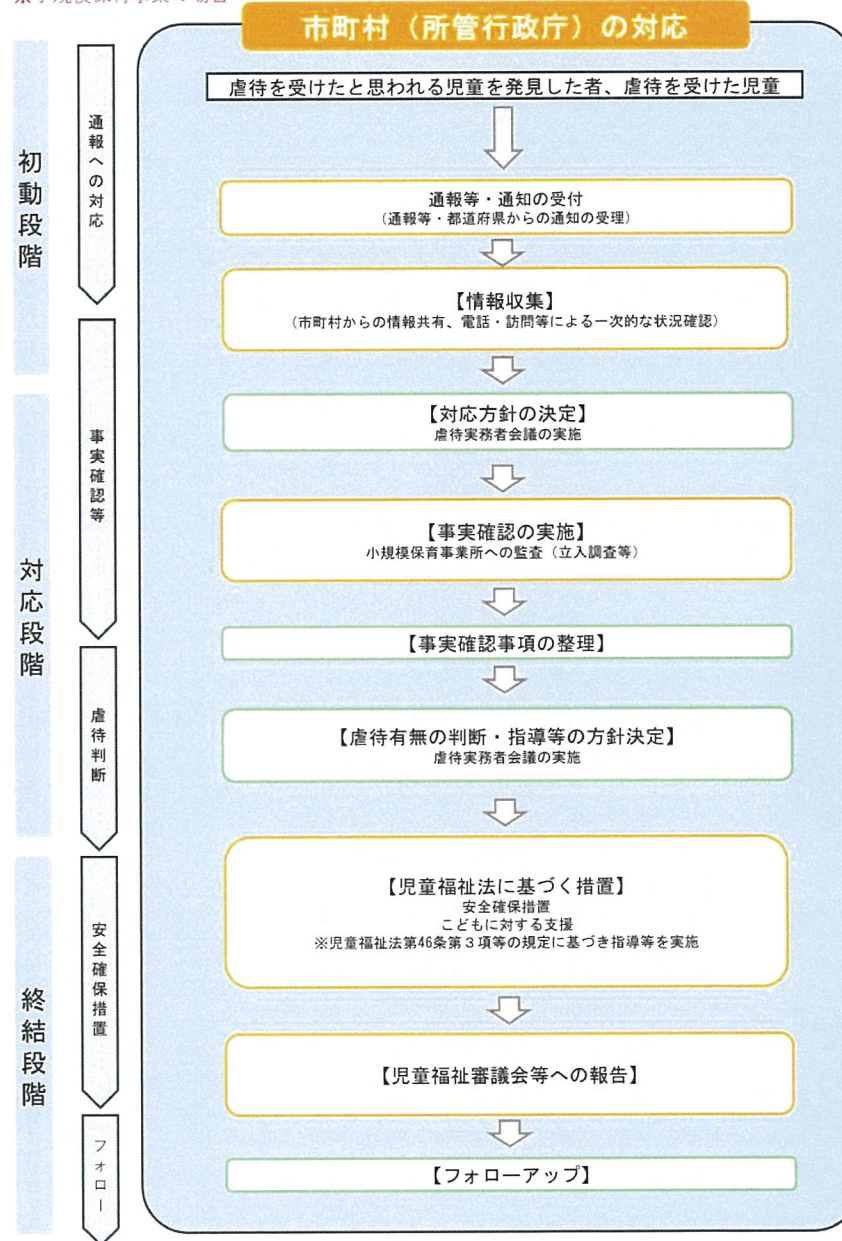
- ① 情報収集・事実確認
- ② 虐待有無の判断・指導等の方針決定
- ③ 安全確保措置の実施・こどもに対する支援
- ④ 児童福祉審議会等への報告

等について、実施する必要があることを記載。

◆ 具体的なフローの例として、小規模保育事業（市町村が所管行政庁の場合）を右に掲載しているため、参考にすること。

※ 保育所のように、都道府県が所管行政庁となる一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している場合については、次ページを参照すること。

※小規模保育事業の場合

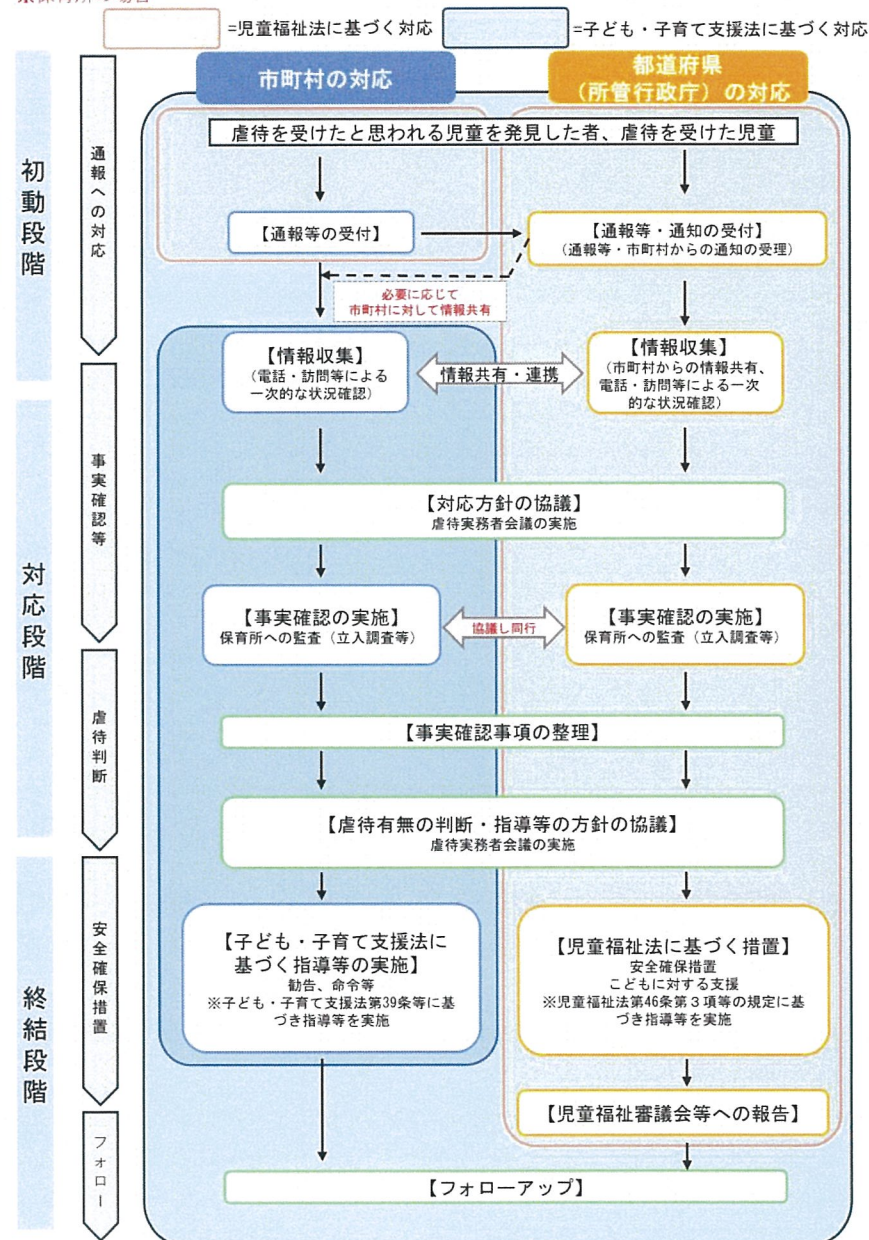


都道府県・市町村の連携

- ◆たとえば、保育所については、都道府県が所管行政庁として虐待が発生した場合に必要な措置を講じる必要があるが、一方で、市町村も子ども・子育て支援法に基づく指導監督権限を有している。
- ◆都道府県と市町村が連携して虐待への対応を行う観点から、ガイドライン上、以下のような連携体制の整備のポイントを記載。

	都道府県・市町村の役割分担・連携体制の例	体制整備のポイント
【事実確認の準備と実施】のフェーズ		
1	通報を受けた都道府県・市町村は、通報内容を整理した上で、双方の担当部署へと一報する。	あらかじめ通報があった場合の双方の担当部署への連絡ルートを確認する。
2	通報内容を踏まえ、所管行政庁である都道府県は事実確認に向けた準備を行う。その間、保育の実施主体である市町村が、通報のあった保育所への電話・訪問等を行い、一次的な状況確認等による情報収集を行う。	あらかじめ通報内容に応じた対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
3	市町村は情報収集の結果を都道府県に伝え、都道府県は市町村と協議の上、事実確認の対応方針を決定する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。
4	都道府県が立入調査を行う場合には、市町村の担当部局も同行し、連携しながら事実確認等を実施する。	あらかじめ立入調査を行う場合の対応方法を都道府県と市町村の間で協議する。
【虐待の有無の判断、課題の整理、対応方針の決定】のフェーズ		
1	事実確認を踏まえ、都道府県と市町村との間でそれぞれが保有する情報を共有し、虐待に該当するかどうかの協議を行う。	あらかじめガイドラインを踏まえ、虐待の判断プロセス等について、認識のすり合わせを行う。
2	都道府県において最終的な虐待の判断を行い、指導等の方針と併せて市町村に通知する。	都道府県と市町村の担当部署とで会議（虐待対応実務者会議）を行うなど、密にコミュニケーションを取る。市町村においては、あらかじめ都道府県の指導等を踏まえた対応方針を定めておく。
3	指導等の後については、日頃のフォローアップは市町村が行いつつ、都道府県は改善勧告等に基づく改善状況の確認等を行う。	あらかじめ、日頃から保育所と緊密に連携する立場にある市町村と都道府県とで、フォローアップの内容について方針を決める。

※保育所の場合



こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要③）

児童福祉審議会等への報告

- ◆ 所管行政庁は、虐待に関する事実確認や保育所等への指導等の措置を講じた場合には、都道府県児童福祉審議会や市町村児童福祉審議会へ報告しなければならない（改正児童福祉法第33条の15第1項）。なお、市町村児童福祉審議会を設置しない市町村にあっては、市町村児童福祉審議会の委員に相当する者（児童の福祉に関する事業に従事する者及び学識経験のある者であって措置の内容等に関し公正な判断をすることができるもの）をあらかじめ指定し、当該者に対して、講じた措置の内容等を報告する。
- ◆ 児童福祉審議会の体制（児童福祉審議会そのもので審議するのか、専門の部会を設置するのか、保育所等の認可について審議を行う部会の審議事項を拡大するの等）については、各所管行政庁において判断。所管行政庁からの報告に速やかに応じることができることなどを含め、実効性の高い体制を整えておく必要がある。
- ◆ その上で、虐待に関し、専門的・客観的な立場からの意見を必要とする際には速やかな審議ができるよう、可能な限り頻回開催できるような形態を工夫することが必要。また、児童福祉審議会等の委員については、弁護士、医師、児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）も含め、こどもの心身の状態、発達について専門的に分析できる方や保育所等の状況を適切に判断できる方になっていただくことが必要。

児童福祉審議会等への報告事項	報告のポイント
①通報等がなされた保育所等の情報（名称、所在地、施設種別等） ②虐待を受けた（又は受けたと思われる）こどもの状況（性別、年齢、その他心身の状況） ③確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因） ④虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種 ⑤所管行政庁において行った対応の内容 ⑥虐待があった保育所等において改善措置が行われている場合にはその内容 ※今後、府令において規定する予定。	◆ これらの報告については、数か月に1回程度定期的に行う審議会場で実施するほか、重大な事案の場合や児童福祉審議会の委員が求めたときには、緊急に審議会を開催し、報告することが必要である。 ◆ また、児童福祉審議会等に対する報告の仕方については、所管行政庁が措置を講じたすべての事案について概要を報告しつつ、たとえば、重大な事案や所管行政庁として判断に迷った事案を中心に意見を求めるなど、各所管行政庁において必要な工夫をしつつ、より効果的な児童福祉審議会等の運用をお願いしたい。

虐待の状況の定期的な報告・公表

- ◆ 市町村は、毎年度、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況をはじめとする下記の情報を都道府県に報告するとともに、都道府県は、毎年度、市町村から報告を受けた内容と、自らが所管行政庁である事業等に係る虐待の状況等の下記の情報をとりまとめ、都道府県のウェブサイトにおいて公表する（改正児童福祉法第33条の16）。

※今後、市町村の報告様式及び都道府県による公表様式をお示しする予定である（今年度末を予定）。

市町村が都道府県に報告する事項	都道府県が公表する事項
①被措置児童等虐待の状況 ・虐待を受けたこどもの状況（性別、年齢、心身の状態像 等） ・虐待の類型（身体的虐待、性的虐待、ネグレクト、心理的虐待） ②虐待に対して市町村が講じた措置（報告聴取等、改善勧告、改善命令、事業停止命令等） ③その他の事項 ・施設等の種別 ・虐待を行った職員の職種	①自らが所管行政庁である施設等に係る左記の①～③の内容 ②市町村から報告を受けた内容（左記①～③）

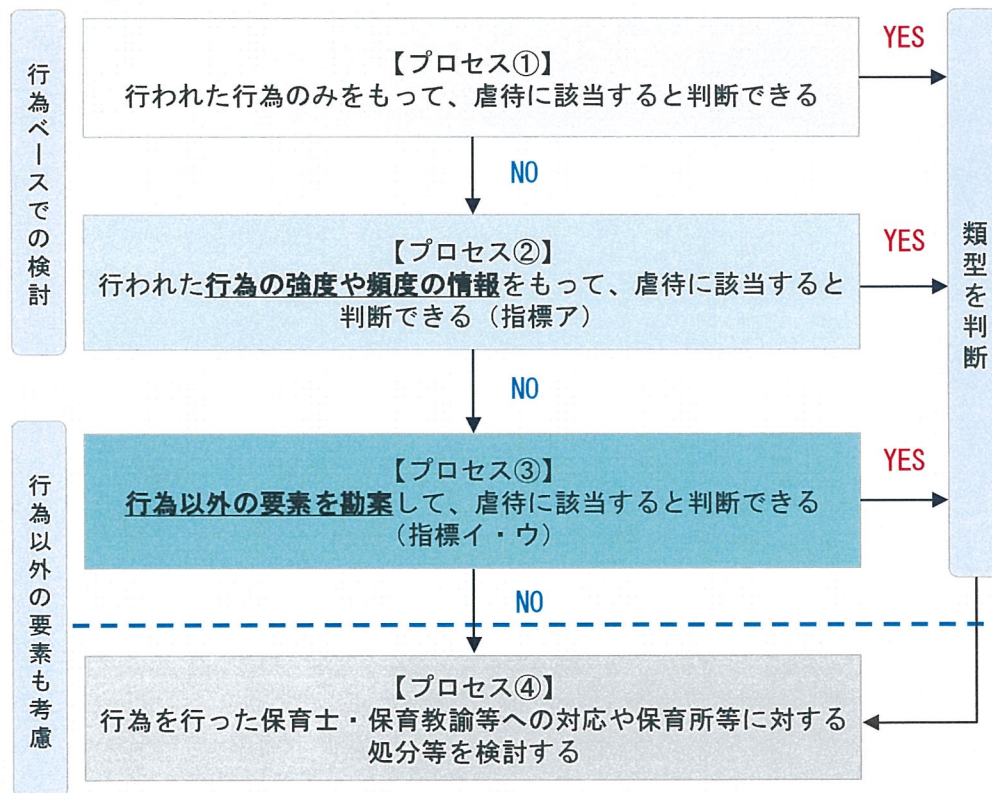
こどもまんなか
こども家庭庁 保育所等における虐待の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン（概要④）

虐待の判断

- ◆ 虐待に該当する事案が発生した場合には、下記のプロセスに従って判断を行う。
- ◆ 虐待の判断については、まずはこどもに対して行われた行為が、ガイドラインに示す虐待に該当するかどうかを検討する。その後、その行為だけでは判断できない場合には、主として「ア 行為の強度・頻度」「イ 保育士・保育教諭等の意図」「ウ こどもの状況・こどもへの影響」を勘案し、虐待に該当するのかを判断する。

※ まずは、行われた行為をもって、虐待と判断できるかどうかを検討するものであるため、「殴る」「蹴る」「叩く」「逆さ吊りにする」「ご飯を押し込む」といった身体的虐待の一部などについては上記の指標を勘案する以前に虐待と判断されるものであると考えられる。

虐待に係る判断プロセス



※ 行為を行った保育士・保育教諭等が置かれていた職場環境等については、処分等の検討に際して考慮する。

判断の指標・具体例

- ◆ 行為だけでは判断できない場合には、主として、以下を勘案し、虐待に該当するかどうかを判断。

- ア 行為の強度・頻度
- イ 保育士・保育教諭等の意図
- ウ こどもの状況・こどもへの影響

行為の内容	判断
3歳児のこどもが、苦手なものを食べることを嫌がったため、 <u>「苦手を克服させる意図で、繰り返し食べるよう促していた。しかし、こどもが引き続き嫌がり、席を立とうとしたため、席に連れ戻して、そのこどもを大声で注意し、こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てると、こどもは嫌々ながらそれを食べた。その後も、保育士はそのこどもが嫌々食べていることを知りながら、同様の行為を毎日のように繰り返した。しばらくして、保護者から、「給食の時間が嫌で、こどもが保育園に行きたがらなくなった。」と相談があった。</u>	虐待
（考え方のポイント） 【プロセス①】 ○ 行為に着目すると、「<u>大声で注意し</u>」ている点について、直ちに虐待に該当するとは言えない。 ○ また、「<u>こどもの口元に苦手なものが乗ったスプーンを当てる</u>」こと自体は、無理やり食事を押し込んでいるわけではなく、直ちに虐待に該当するとは言えない。 【プロセス②】 ○ 一方で、「<u>嫌がるこどもに無理やり食べさせる</u>」といった行為が「<u>毎日のように繰り返し</u>」行われていることも勘案すると、不必要な指導が行われており、虐待に該当する。 （【プロセス③】） ○ なお、当初は「<u>苦手を克服させる意図</u>」であったが、その後、「<u>嫌がるこどもに無理やり食べさせる</u>」以外の他の方法を検討せずに同じ行為が繰り返されており、その点において保育士の専門性に欠けた行為であると考えられる。 ○ 保育士による行為の結果、こどもは「<u>保育園に行きたがらなくなっ</u>」ており、こどもへの重大な影響があったと捉えられる。	

○ **令和7年度から令和10年度末を見据えた保育政策は3つの柱を軸に推進する。**

1. 地域のニーズに対応した質の高い保育の確保・充実

【地域の課題に応じた提供体制の確保、職員配置基準の改善、虐待・事故対策強化 等】

2. 全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援する取組の推進

【こども誰でも通園制度、障害児・医療的ケア児等の受入強化、家族支援の充実 等】

3. 保育人材の確保・テクノロジーの活用等による業務改善

【処遇改善、働きやすい職場環境づくり、保育士・保育所支援センターの機能強化、保育DX 等】

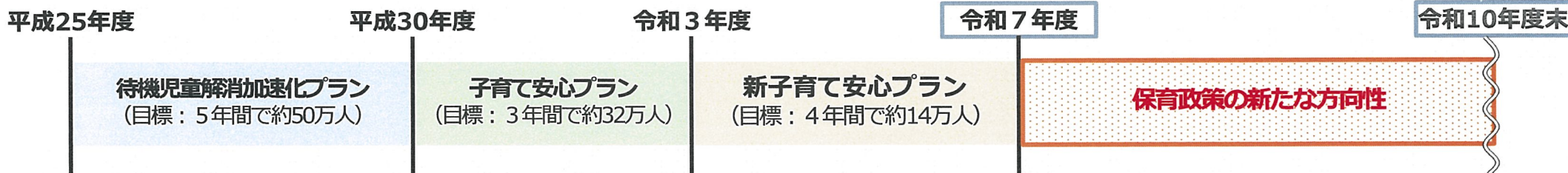
☞ 全国どこでも質の高い保育が受けられる

☞ 地域でひとりひとりのこどもの育ちと子育てが
応援・支援される

☞ 人口減少下で持続可能な保育提供体制を確保



待機児童対策を中心とした「保育の量の拡大」



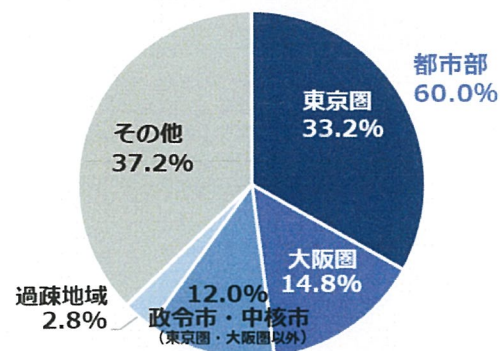
- ・待機児童は保育の受け皿整備の推進等により大幅に減少【待機児童数 H29:26,081人→R6:2,567人】
- ・過疎地域などでは保育所における定員充足率が低下【定員充足率 R6:全国平均 88.8% 都市部 91.6% 過疎地域 76.2%】
 - 待機児童対策を中心とした「**保育の量の拡大**」からの転換
- ・全てのこどもに適切な養育や健やかな成長・発達を保障していくことを求める「こども基本法」の成立 (R5.4.1施行)
 - 保育の必要性のある家庭を支えるのみならず、**全てのこどもと子育て家庭を支援することも重要に**

※「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた保育内容の在り方、人口減少下における保育人材の在り方等の長期的な課題についても、今後、検討を進める。

現状・課題等

- 「新子育て安心プラン」（令和3年度～令和6年度末）等による保育の受け皿整備等の待機児童対策を進め、待機児童数はピークであった平成29年の26,081人から令和6年は2,567人まで減少（各4月1日時点）
- 待機児童は都市部を中心に生じているが、保育の受け皿不足や保育人材の確保困難、保護者とのマッチングなど待機児童が生じる要因は様々であり、地域の事情に応じたきめ細やかな対策が必要であることから、より待機児童を減少させるためには自治体及び国において地域の現状や課題を丁寧に分析し対応していくことが重要

○待機児童の6割が都市部で発生

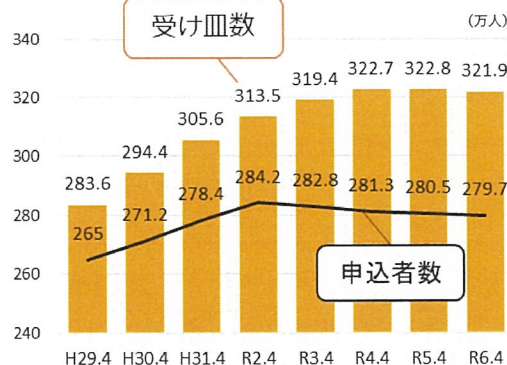
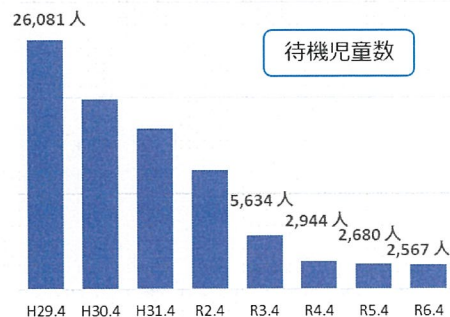


※東京圏、大阪圏に所在する過疎市町村は過疎地域に計上

○待機児童数別の自治体数の内訳

	0人	1～49人	50～99人	100人以上
R 6 年度	1,524	211	4	2
	87.5%	12.1%	0.2%	0.1%
対前年	14	▲ 14	▲ 2	2
R 5 年度	1,510	225	6	0

○待機児童数・保育の受け皿数等の推移



※出典：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域の課題に適時に対応し、待機児童が発生しない体制を確保



✓対応のポイント

- 地域の課題に応じたきめ細やかな待機児童対策
- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援例）※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・整備費・改修費の国庫補助率の嵩上げ
- ・年度途中入所の調整に必要な職員の配置の支援（入園予約制）
- ・入所先が決まるまで待機児童を緊急的に預かる取組の支援 等

【国による個別ヒアリング・対策に係る助言援助】

- 引き続き、4月1日時点の自治体ごとの待機児童の状況を調査するとともに、地域の課題を丁寧に把握するため、待機児童の多い自治体等へのヒアリングを実施し、対策について助言援助

（参考）令和6年度ヒアリング実施：12都府県32自治体

【待機児童対策協議会を活用した支援】

- 協議会において受け皿整備や保育人材の確保等に関するKPIを設定し、見える化をすることでより強力に待機児童対策に取り組む自治体に対して、引き続き広域利用調整などの協議会の取組や先駆的取組等を支援



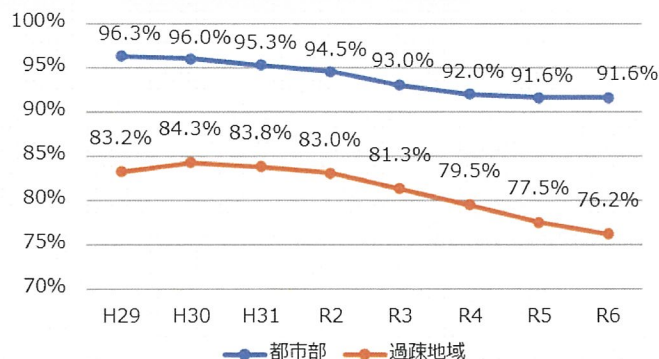
- 待機児童問題を早期に解消する
【待機児童数50名以上の自治体数：0自治体（令和8年度）】

1.(1) 市区町村による地域のニーズに応じた保育提供体制の確保：人口減少対策

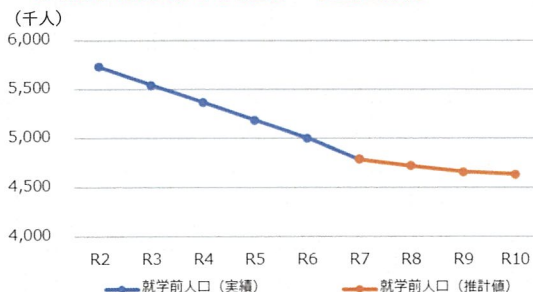
現状・課題等

- 受け皿整備等により待機児童が減少する一方で、過疎地域などの待機児童が少ない地域では定員充足率（利用定員数に対する利用児童数の割合）が低下している状況
- 定員充足率が下がることで、安定的な運営が困難になる施設や、統廃合等が必要となる施設が生じる可能性がある
- 人口減少地域において質の高い保育の提供を前提に保育機能の確保・強化を進めていくため、市町村が中心となり地域の保育所等と連携し、将来を見据えた保育提供体制の計画的な整備や、保育所等の多機能化、法人間の連携等を進めることが必要
- また、持続的な保育提供のため、必要な場合に、地域において法人の合併や事業譲渡等が円滑に進められるようにしていくことも重要

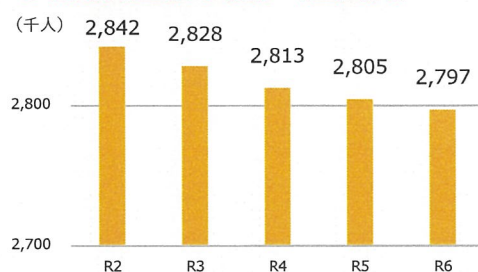
○過疎地域においては定員充足率の低下は顕著



○就学前人口の推移（全国計）



○利用児童数の推移（全国計）



※定員充足率、保育ニーズ：保育所等関連状況とりまとめ（こども家庭庁）
就学前人口（実績）：人口推計（総務省統計局）
就学前人口（推計値）：将来人口推計（国立社会保障・人口問題研究所）

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

地域分析や支援の強化により、地域における統廃合や規模の縮小、多機能化等の計画的な取組を促進し、人口減少地域等における持続可能な保育機能の確保を進める



✓対応のポイント

- 現状・課題の分析に基づく計画的な取組の支援
- 多機能化や合併・事業譲渡等の環境整備

【各自治体における現状・課題の分析に基づく計画的な取組への支援】

- 地域が抱える課題や保育の将来像を踏まえた、保育提供体制の確保のための「実施計画」（今後の保育ニーズの動向を踏まえた整備等の計画）を国へ提出する自治体に対して必要な財政支援を行う

（財政支援内容） ※財政支援を受けるには計画の採択が必要

- ・過疎地域における多機能化や統廃合にかかる整備・改修費用の国庫補助率の嵩上げ

【人口減少に対応した公定価格】

- 定員と実員の乖離を縮小するための定員区分の見直しなどに取り組む

【地域の実情に応じた多機能化等の取組の推進】

- 過疎地域にある保育所等における多機能的な取組について支援するとともに、多機能化に向けた効果や課題を検証するモデル事業を実施【R6補正】
- 先行事例を踏まえた、各地域の現状や課題に応じた取組の推進

【小規模保育の充実】

- 国家戦略特別区域法に基づく特例措置を全国展開し、全国において、3～5歳児のみを対象とする小規模保育事業の実施を可能とする【法律改正・できるだけ早期に】

【必要な場合に合併・事業譲渡等が進められる環境の整備】

- 「規制改革実施計画」（令和6年6月21日閣議決定）に基づき、保育所が合併・事業譲渡等を行う際の手続き等に係るガイドラインを作成【R7】



- 人口減少に対する自治体の計画的な取組を国が支援する体制の構築【計画的に多機能化に取り組む自治体数：100自治体（令和8年度）】

1.(2) 保育提供体制の強化（職員配置基準の改善等）

現状・課題等

○待機児童対策の推進により保育の量の拡大が進む中で、質の確保・向上が求められている。保育の現場でのこどもをめぐる事故や不適切な対応事案なども発生。保育の質の確保・向上や安全安心な環境の確保のために、保育提供体制の強化を進める必要

○令和6年度には、「こども未来戦略」（加速化プラン）に基づき、制度創設以来76年ぶりに、**4・5歳児の職員配置基準**について、**30対1から25対1への改善**を図ったところ（3歳児の職員配置基準もあわせて20対1から15対1へ改善）。4・5歳児、3歳児の職員配置の改善を進めるとともに、1歳児の職員配置基準の改善についても早期に進めることが求められる

年齢	従前の基準	新たな基準
4・5歳児	30：1	25：1

○保育所等の職場環境の改善のため、保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進しているところ、テクノロジーの活用や保育士以外の人材の活躍も含めて保育所等の体制を考えていくことが重要

○なお、職員配置基準については、真に必要な配置基準はどうあるべきか、科学的検証が必要との指摘があり、検証の手法やエビデンスに関する知見の収集など、研究を進める必要

こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）（抜粋）

- 2024年度から、制度発足以来75年間一度も改善されてこなかった4・5歳児について、30対1から25対1への改善を図り、それに対応する加算措置を設ける。また、これと併せて最低基準の改正を行う（経過措置として当分の間は従前の基準により運営することも妨げない。）
- 2025年度以降、1歳児について、保育人材の確保等の関連する施策との関係も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に6対1から5対1への改善を進める。

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の安全性と質を確保・向上させるため、職員配置基準の改善や、テクノロジーや幅広い人材の活用等、保育提供体制の強化を進める



✓対応のポイント

- 加速化プランに基づいた配置改善の着実な実施
- エビデンスに基づいた配置基準の改善の検討

【4・5歳児、3歳児の職員配置の改善の促進】

○加算の取得等により改善を促進するとともに、改善の状況を確認しながら、「従前の基準により運営することも妨げない」として、経過措置の取扱いを検討

【1歳児の職員配置の改善】

○保育人材の確保等も踏まえつつ、加速化プラン期間中の早期に改善を進める

【保育の質の確保・向上のための人員配置等の在り方の研究】

○職員配置基準に関する科学的検証の手法を検討するとともに、テクノロジーや幅広い人材の活用を含め、保育所等の在るべき体制についてエビデンスの収集を進める【R6～】



○保育士等の配置改善により保育の質の確保・向上、保育士等の業務負担の軽減を実現する

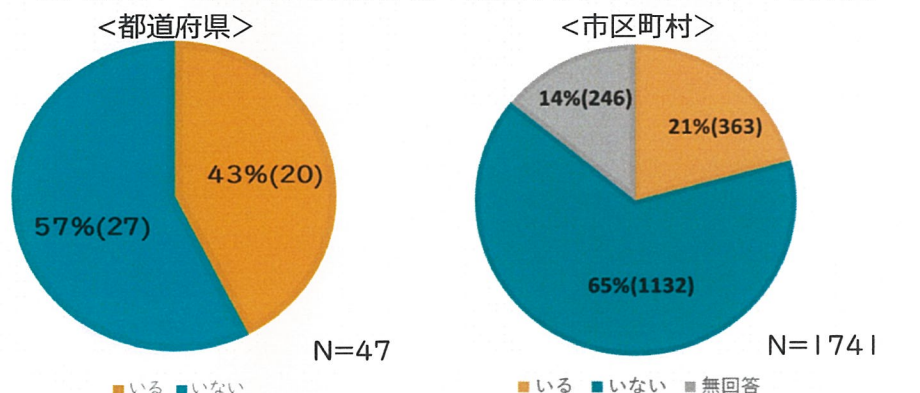
【4歳以上児配置改善加算等の取得施設の割合の増加（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：保育の質の確保・向上

現状・課題等

- 保育所等における保育の質の確保・向上を図るためには、各保育所等内の取組とともに、地域全体で持続的に取り組むことができる体制整備が求められる
- しかし、自治体において保育の質の確保・向上を中核的に担うべき、いわゆる保育指導職が十分に配置されておらず、また、保育の質の確保・向上に当たり大学や指定保育士養成施設と連携している市区町村は1割程度という状況がある

■各自治体における保育指導職の配置状況（令和6年4月現在）



※出典：こども家庭庁調べ

- 保育所等では、自己評価が義務付けられているとともに、より多様な視点を取り入れる方法の一つとして、第三者評価の実施が努力義務となっているが、第三者評価については、必ずしも保育そのものの改善に十分踏み込めていないといった指摘がある
- 自己評価等に関する助言を行うために都道府県・市町村において保育所等への巡回支援の取組を進めているところ、各地域における課題を踏まえた一層の効果的な実施を促進することが必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育人材の育成や保育の質の確保・向上のための地域における体制の整備を進め、保育の質の確保・向上を図る



✓対応のポイント

- 地域の保育の質の確保・向上に向けた体制整備
- 研修内容の充実と機会の確保
- 巡回支援や第三者評価等の推進

【保育の質の確保・向上のための地域における体制整備の促進】

- 地域の実情を踏まえつつ、保育指導職の配置や、大学や指定保育士養成施設等との連携により、自治体が中核となり地域全体で保育の質の確保・向上を推進する体制整備を進める

【巡回支援の推進】

- 地域における体制整備の促進や評価の推進と連携した効果的な巡回支援による保育所等の支援を推進する

【保育所保育指針等に基づく保育の質の確保・向上に向けた各保育所等の取組の推進】

- 各地域の保育指導職等のための「保育実践充実推進のためのセミナー」の開催や各種調査研究等を通して、保育所保育指針等に基づく多様な取組や成果の共有、現場同士の学び合う開かれた取組を促進し、保育の質の確保・向上を推進する

【保育士等の養成や研修の充実】

- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図るとともに、保育士等が研修を受けられる環境整備を進める

【第三者評価等による質の評価・改善の推進】

- 公定価格の加算措置により実施を支援するとともに、第三者評価の内容の改善と評価者の育成などを通じ第三者評価を推進する

【効率的・効果的な指導監査の推進】

- 監査項目の標準化を行うとともに、保育業務施設管理プラットフォーム（令和8年稼働予定）を活用し、全国各地域での効率的・効果的な監査を推進



○各都道府県で保育の質の確保・向上に係る中核的な機能を構築する
【都道府県：80%（令和8年度）】

1.(3) 保育の質の確保・向上、安全性の確保：安全性の確保

現状・課題等

- 昨今の不適切事案を踏まえ、令和5年5月に「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を発出するとともに、虐待等の未然防止に向けた保育現場の負担軽減と巡回支援の強化に取り組んできた
- 一方で、保育所等の職員による虐待については、児童養護施設や障害児者施設、高齢者施設の職員による虐待と異なり、法令上の通報義務等がない状況。また、ガイドラインにおいて示している「不適切な保育」について、その判断基準等が不明確であるとの指摘がある
- こどもへの性暴力防止の対策を推進するため、こども性暴力防止法が成立（R6.6）
- 事故対策については、保育所等に安全計画の作成と対応を義務付ける（R5～）とともに、「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン」（平成28年3月発出）を浸透させるため、アンケート調査や啓発資料を作成し、SNSによる周知等に取り組んできた
- 一方で、教育・保育施設等における重大事故は、増加傾向にあり、特に誤嚥による死亡事故は、令和元年以降、8件発生しており、対策を強化していく必要がある
- 地震や豪雨などの災害が発生する中で、こどもの命を守るための対策の強化を進めるとともに、発災後の保育機能の確保や地域支援を進めていくことが求められている

■虐待等の不適切な保育の発生件数※1

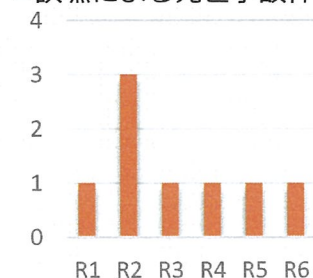
事実確認件数※2	虐待件数※3
914件	90件

※1 出典：「保育所等における虐待等の不適切な保育への対応等に関する実態調査」（調査対象期間：令和4年4月～12月）

※2 市町村が「不適切な保育」（子ども一人一人の人格を尊重しない関わりなど5つの類型に該当する行為）の事実を確認した件数。

※3 事実を確認した件数のうち、市町村が「虐待」と確認した件数。

■誤嚥による死亡事故件数



※出典：重大事故検証報告一覧(ほか)

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

虐待や不適切な保育、事故等の防止・対応や災害への対応力を強化し、保育の安全性の確保を図る



✓対応のポイント

- 虐待や不適切な保育の防止及び対応の強化
- 事故対策の強化
- 災害への対応力の強化

【虐待や不適切な保育の防止・対応の強化、性暴力防止の対策推進】

- 児童福祉法等の改正により、保育所等の職員による虐待の通報義務等の仕組みを創設。適切な運用と事案の分析等を通じた対策強化を進める【**法律改正・できるだけ早期に**】
- 保育所等における不適切な保育に関する調査研究を踏まえ、虐待や不適切な保育の判断基準等について検討し、ガイドラインの見直しを行う【**R7**】
- こども性暴力防止法の施行（施行期限：R8.12）に向けた対応を推進するとともに、性被害を起こさない研修の充実等の取組を進める

【事故等の防止・対応の強化】

- 安全計画の作成・運用の徹底を図る
- 事故報告集計、事故情報データベース、事後的検証等の分析結果を踏まえて、教育・保育現場の実状に即した対策を講じる
- 教育・保育施設等における食事時の誤嚥事故防止対策に関する調査研究を踏まえて作成する食材の調理方法や食事の提供要領等を示した啓発資料等の周知に取り組む【**R7**】
- テクノロジーを活用した安全確保を推進する

【保育所等における防災機能・対策の強化】

- 保育所等において避難計画の作成や避難訓練の実施を徹底するとともに、災害備蓄品の確保等を進める
- 発災後、保育機能の確保や地域支援が進められるよう、体制や取組の強化を進める



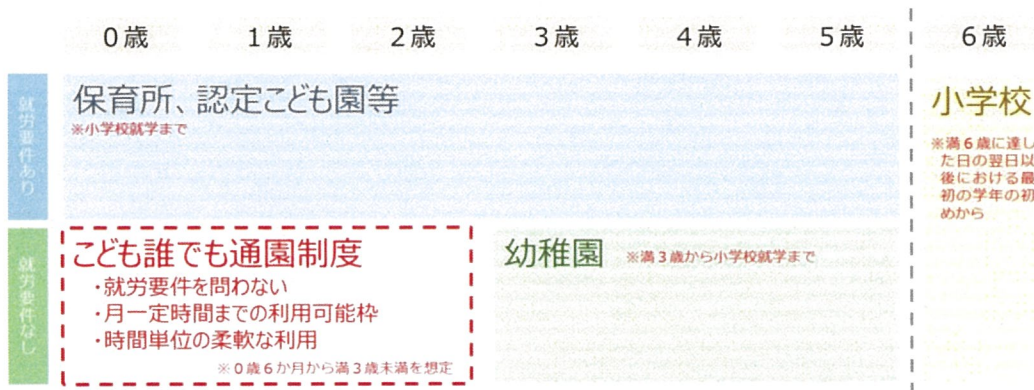
- 保育所等において、虐待・保育事故等が発生しない環境が整備されるようにする

【虐待・不適切な保育に係る相談窓口の設置割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(1) こども誰でも通園制度の推進

現状・課題等

- 0～2歳児の約6割はいわゆる未就園児である中で、「保育の必要性のある家庭」への対応のみならず、全てのこどもの育ちの保障や子育て家庭への支援の強化が課題に
- 子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律【R6.6成立】で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位等で柔軟に利用できる「こども誰でも通園制度」を創設【R7.4 制度化 R8.4 本格実施】



- 令和7年度の施行に向けて、令和6年度は試行的事業を実施（118自治体）
 - ・利用可能時間：こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価（補助基準）：こども一人1時間あたり850円
 - ・職員配置基準：一時預かり事業に準拠（1/2保育士）
- 令和7年度の制度化、令和8年度の本格実施（給付化）に向けて、制度詳細の検討、施設整備、研修の充実、システム整備等を着実に進めていく必要がある

こども **誰でも** 通園制度
「ロゴマーク」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

令和7年度に制度化、令和8年度に給付化し、円滑な運用や利用の促進により、就労要件を問わず全てのこどもの育ちと子育て家庭を支援

✓対応のポイント



- こども誰でも通園制度を着実に施行
- 令和8年度から全ての自治体で実施され利用が進むよう制度の構築と体制の整備を推進
- 実施の状況を踏まえた制度・運用の改善

- 令和7年度から、こども誰でも通園制度を児童福祉法上の「乳児等通園支援事業」として制度化。子ども・子育て支援法上の地域子ども・子育て支援事業として、希望する自治体を実施
 - ・利用可能時間：こども一人当たり「月10時間」を上限
 - ・単価（補助基準）：年齢に応じた単価を設定
 - ・職員配置基準：一時預かり事業に準拠（1/2保育士）
- 令和8年度の給付化に向けた制度の構築（公定価格の設定等）、自治体支援や普及啓発等を進める
- 実施のための計画的な施設整備やICT機器の活用等を支援【R6補正】
- こども誰でも通園制度のための新たな研修内容や研修ツールを構築・作成し、こども誰でも通園制度の特性等を踏まえた人材育成を推進
- 障害児・医療的ケア児も通園できる環境整備、要支援児童の対応充実
- 制度の意義・概要や自治体、事業者、保育者等が事業を実施する上で留意すべき事項等を定めた手引きや実施の好事例集を作成・普及【R7～】
- 制度の利用や実施の利便性・効率性の向上を図るため、予約管理、データ管理、請求書発行の機能を備えたシステムを構築・運用【R7～】



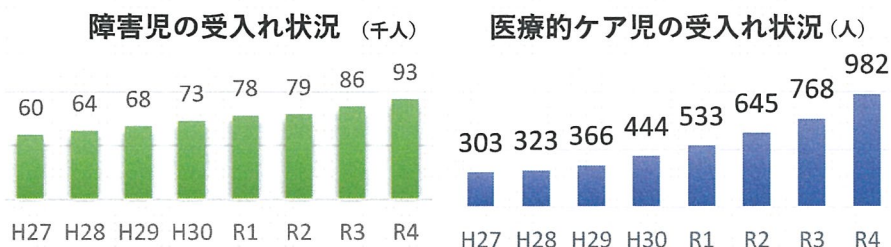
- 全てのこどもたちがこども誰でも通園制度を通じて健やかに成長できる環境を作る
【こども誰でも通園制度の実施割合（自治体）：100%（令和8年度）】

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実①（障害児・医療的ケア児等）

現状・課題等

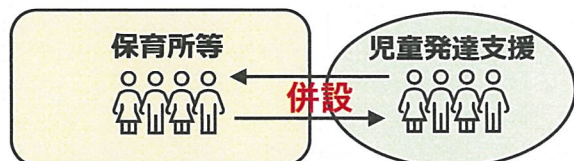
- 障害のあるこどもや医療的ケア児、異なる文化的背景を持つこどもなど、多様な支援ニーズを有するこどもの健やかな育ちを支えることが求められている
- 保育所等における障害のあるこどもや医療的ケア児の受入れは増加。多様なニーズを抱えたこどもについて、インクルージョンの観点から保育所等の受入れを推進するとともに、ニーズに応じた専門的な支援の確保・充実が必要

保育所等における障害児・医療的ケア児数は年々増加



【障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入れ】

- 保育所等における障害児等の受入れについては、交付税措置による加配や療育支援加算等により受入体制の充実を図ってきた。また、保育所等が児童発達支援事業所等と併設する場合において、設備・人員の共用・兼務を可能とする【R5～】など、インクルーシブ保育を推進



設備・人員の共用・兼務が可能に（R5～）

- 医療的ケア児の受入れについて、看護師の配置や設備の整備等の受入体制の確保・充実を支援
- 児童発達支援等の障害児支援を利用するこどもは増加しており、保育所等と障害児支援の併行通園も進んでいる。巡回支援や保育所等訪問支援の活用等、障害児支援による保育所等への支援を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 外国人子育て家庭のこどもを多く受け入れる場合の専門人材の加配や、翻訳機等の購入を支援

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係機関とも連携し、専門的支援も確保しながら保育所等における多様な支援ニーズを有するこどもの受入れを推進

✓対応のポイント

- 障害児・医療的ケア児等の保育所等での受入強化（インクルージョンの推進）
- 多様なニーズに応じた専門的な支援の充実
- 障害児支援との連携・協働

【障害児・医療的ケア児の保育所等での受入強化】

- 理学療法士・作業療法士・言語聴覚士・心理職等の専門職の活用や人材育成、障害児支援（児童発達支援センター等）との連携等を進め、保育所等における専門的支援やインクルージョンを推進
- 保育所等と障害児支援（児童発達支援事業所等）を併行通園する場合の情報共有や連携を進め、包括的な暮らし・育ちの支援を推進
- 巡回支援を行う看護師配置等により、保育所等における医療的ケア児の受入れや保育の充実を推進

【異なる文化的背景を持つこどもへの支援】

- 異なる文化的背景を持つこどもについて、実態を踏まえながら保育所等への支援を進める

※こども誰でも通園制度においても、障害児・医療的ケア児等、多様なニーズに対応できる環境整備を進める



- 専門的支援を確保しながら、保育所等を利用できる環境が整備されるようにする
【障害児支援を行う専門職の配置・巡回支援を受ける保育所等数の増加（令和8年度）】

2.(2) 多様なニーズに対応した保育の充実②（病児保育・延長保育・一時預かり等）

現状・課題等

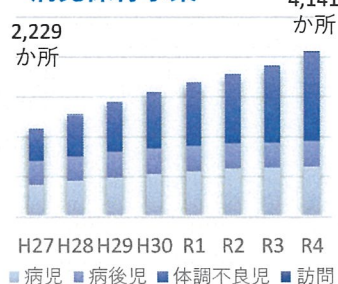
○働き方やライフスタイルが多様化する中において、子育て家庭における様々な保育ニーズに合わせたこどもの育ちの支援が求められており、病児保育、延長保育、一時預かりなど、多様な保育ニーズに対応した保育の提供体制の確保・充実を図る必要がある

【病児保育事業】

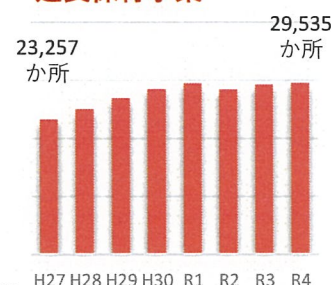
- こどもが病気の際に自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において、病気の児童を一時的に保育
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき基本単価を大幅に引き上げるとともに、キャンセル対応加算を本格実施【R6～】

【病児保育施設数：4,141か所／延べ利用児童数：968,448人（令和4年度）】

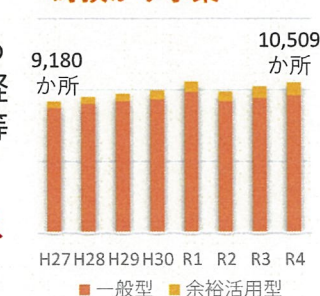
病児保育事業



延長保育事業



一時預かり事業



【延長保育事業】

- 保育認定を受けた児童について、通常の利用日や利用時間帯以外の日・時間において、保育所等で引き続き保育を実施
- 補助要件の引下げや補助基準額の引上げを実施【R6～】

【延長保育実施か所数：29,535か所／実利用児童数：915,022人（令和4年度）】

※夜間保育所における22時以降の延長保育も含む。

【一時預かり事業】

- 日常生活上の突発的な事情や社会参加などにより、一時的に家庭での保育が困難となった場合や、保護者の心理的・身体的負担を軽減するために支援が必要な場合に、保育所等で乳幼児を一時的に預かる

【一時預かり実施か所数：10,509か所／延べ利用児童数：3,511,779人（令和4年度）】

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働き方改革や加速化プランにおける「共働き・共育ての推進」の取組等も踏まえながら、多様なニーズに対応した各地域における保育の提供体制を確保



✓対応のポイント

- 多様なニーズに対応した保育の提供体制を確保

【病児保育事業】

- 安定的な運営の確保を図るとともに、広域連携やICTの活用等を推進し、各地域におけるニーズに対応した体制整備を進める

【延長保育事業】

- 保育所等の職員配置基準の改善等も踏まえた体制の充実を進める

【一時預かり事業】

- こども誰でも通園制度との役割分担と連携を図りながら、各地域での事業の実施を推進する

【参考】共働き・共育ての推進

（こども未来戦略（令和5年12月22日閣議決定）の事項）

○育児期を通じた柔軟な働き方の推進

- ・子が3歳以降小学校就学前までの柔軟な働き方を実現
- ・時短勤務時の新たな給付 等



- 保育所等において、多様なニーズに対応した支援の充実を図る【病児保育事業の延べ利用児童数の増加（令和8年度）】

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進①

現状・課題等

- 核家族化が進み、地域のつながりが希薄となる中で、孤立感や不安感を抱く妊娠・子育て家庭も少なくない。妊娠届出時より妊婦や特に0歳から2歳児の低年齢期の子育て家庭に寄り添い、全ての妊娠・子育て家庭が安心して出産・子育てができるよう支援を進めることが求められている
- これまでも、利用者支援事業や乳児家庭全戸訪問事業、産後ケア事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業等、様々な事業により、各自治体における妊産婦・子育て家庭に対する支援を推進
- こども未来戦略（加速化プラン）に基づき、令和7年度からは、全ての子育て家庭に支援を届けられるよう「こども誰でも通園制度」が制度化
- また、「こどもの居場所づくりに関する指針」（令和5年12月22日閣議決定）に基づき、小学校就学前のこどもから若者までを対象とした、地域における多様な居場所づくりを推進
- 児童虐待相談対応件数は令和4年度21.5万件と過去最多。こども家庭センター（R6）を中核に、関係機関・地域資源と一体となった早期支援体制の構築を進めている
- こうした中で、各自治体において、地域の実情に応じた支援体制の整備が進められているが、実施事業や地域資源など、取組に差が生じている状況がある
一方、児童虐待が大きな課題となり、また、地域子育て相談機関やこども誰でも通園制度が創設されるなど、保育所等における家族支援や地域のこども・子育て支援への期待は高まっており、地域の中で機能を発揮していくことが求められる

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

関係施策や関係機関と緊密に連携しながら、保育所等において、利用児童の保護者等に対する子育て支援や、地域のこどもや子育て家庭を支援する取組等を進める

✓対応のポイント



- 利用児童の家族を支援
- 地域のこども・子育て家庭を支援
- 関係施策・関係機関との緊密な連携

【家族への養育支援や相談支援の推進】

- 利用児童の家族への養育支援や相談支援を推進する

【地域のこどもや子育て家庭への支援の推進】

- 保育所等における地域子育て相談機関（妊産婦、子育て世帯、こどもが気軽に相談できる身近な相談機関：R6～）やこども誰でも通園制度の実施を促進するとともに、地域の実情に応じて、妊娠期やこども・子育てを支える様々な事業・取組を実施していくことを推進する

【要支援児童への対応強化】

- 保育所等における要支援児童の受入れや支援の体制強化を図るとともに、利用児童の家庭での養育の課題に気づいた場合の対応など、こども家庭センター等と緊密に連携しながら対応していく体制づくりを進める
※こども誰でも通園制度においても、関係機関と連携した要支援児童への対応を進める

【こどもの居場所づくりの推進】

- こどもの居場所に関する様々なニーズを踏まえ、こどもや子育て世帯の視点に立った居場所づくりを推進



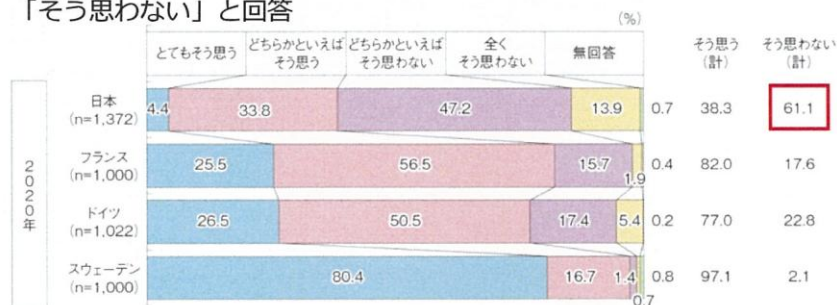
- すべてのこども・子育て家庭に必要な支援が届けられる社会の実現
 - すべてのこどもが多様な居場所を持てる社会の実現
- 【利用者支援事業（基本型）のうち、保育所等における実施か所数の増加】

2.(3) 家族支援の充実、地域のこども・子育て支援の取組の推進② (「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進)

現状・課題等

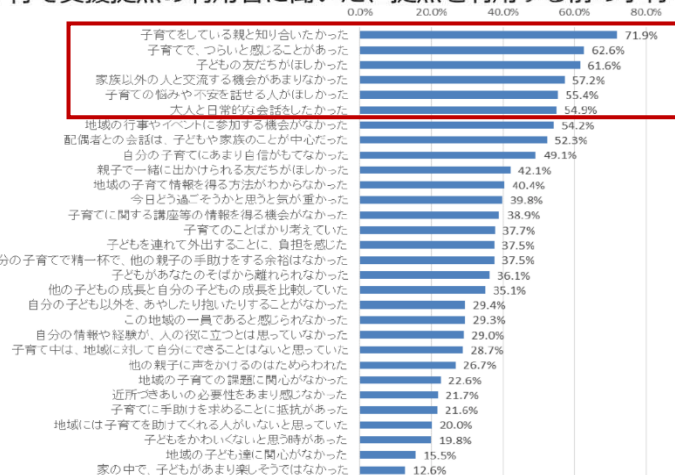
- 0～2歳児の約6割は就園しておらず様々な人や環境に触れる機会が家庭状況に左右されているほか、児童虐待で亡くなるこどもの約半数は0～2歳児であるなど、全てのこどもの育ちをひとしく切れ目なく保障することが十分にできていない
- また、保護者から「子育てをしている親と知り合いたかった」「子育てをつらいと感じることがあった」といった声があるなど、孤立した育児の実態がある
- そのため、「はじめの100か月」の育ちを保障するためのビジョン、「幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン」（令和5年12月22日閣議決定）を示し、社会全体でこどもや子育て世帯を支える気運醸成を行うとともに、関連施策の強力な推進が必要

- 「自国はこどもを生み育てやすいと思うか」との問いに対し、日本では約6割が「そう思わない」と回答



内閣府「令和2年度少子化社会に関する国際意識調査」（令和3年3月）

- 地域子育て支援拠点の利用者に聞いた、拠点を利用する前の子育ての状況



内閣官房「全世代型社会保障構築会議（第7回）」資料（令和4年9月28日）20

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策を継続的に推進し、多様な分野で「はじめの100か月」の育ちを支える関係人口を増やし、全国的なネットワークの形成を図るとともに、その取組を促進

✓対応のポイント



- 「はじめの100か月の育ちビジョン」に基づく施策の推進
- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援

【「はじめの100か月の育ちビジョン」の関連施策の推進】

- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを支えるため、ビジョンの趣旨を反映した関連施策を総合的に推進する

【「はじめの100か月の育ちビジョン」を踏まえた広報・人材養成・調査研究】

- ビジョンを踏まえ、社会全体の幅広い層の行動変容を図る広報・普及啓発を進めるとともに、「はじめの100か月」の子育て世帯と様々な地域住民が関わる機会を創出する地域コーディネーターの養成や、多様な家庭や地域等の環境が乳幼児の育ちに与える影響等に関する調査研究を実施する【R6補正】



- 全てのこどもの「はじめの100か月」の育ちを社会全体で支援・応援する気運を醸成する【「はじめの100か月の育ちビジョン」を非常に大切だと思う人の割合：70%（令和8年度）】

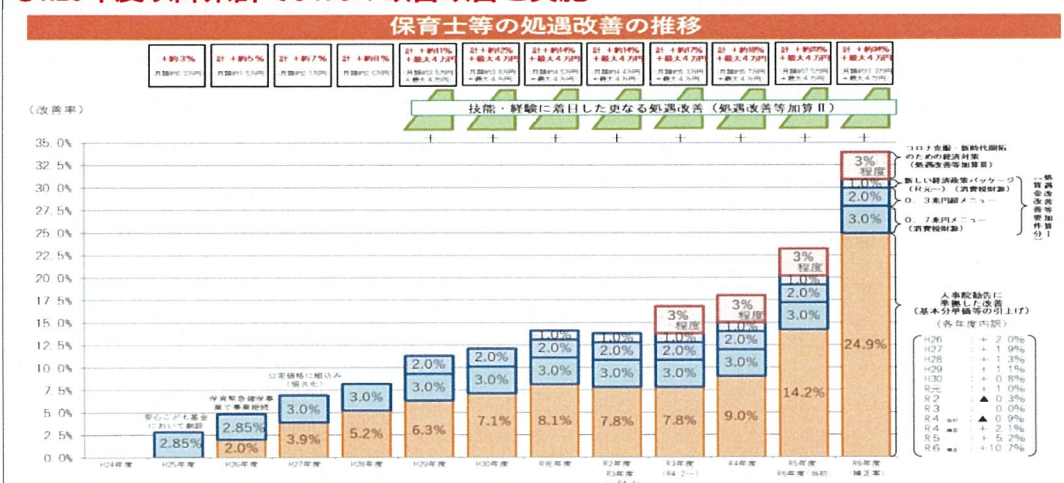
3.(1) 保育士・幼稚園教諭等の処遇改善

現状・課題等

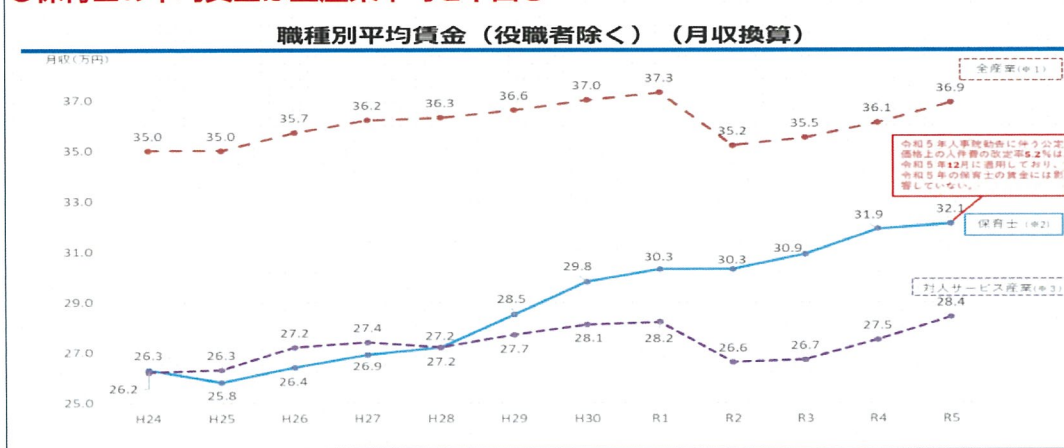
○保育士等の処遇改善については、これまで人事院勧告を踏まえた改善や累次の加算措置を講じてきており、令和6年度は、公定価格の保育士等の人件費について過去最大の10.7%の改善を補正予算に計上

○引き続き、こども未来戦略（加速化プラン）を踏まえた更なる処遇改善や費用の使途の見える化の取組が求められている

令和5年度以降累計で34%の改善改善を実施



保育士の平均賃金は全産業平均を下回る



令和7年度以降の対応等

取組の方向性

民間給与動向等を踏まえた処遇改善に取り組むとともに、各保育所等のモデル賃金や人件費比率等の見える化に取り組み、保育士等の処遇の改善を進める



✓対応のポイント

- 民間給与動向等を踏まえた処遇改善
- 経営情報の継続的な見える化の推進

【保育士等の処遇改善】

○こども未来戦略に基づき、民間給与動向等を踏まえた更なる処遇改善の取組を進める。あわせて、処遇改善の効果が現場の保育士等に行き届くよう経営情報の見える化等の取組を進める

【処遇改善等加算の一本化と活用促進】

○処遇改善等加算を事務手続の簡素化等の観点から見直し、現行の3つの加算を一本化した上で、基礎分、賃金改善分（ベースアップ等）、質の向上分（リーダー層の改善）の3区分に整理。併せて配分ルールの簡素化や実績報告の一元化等を実施し、活用を促進

【経営情報の継続的な見える化】 ※ここdeサーチにより対応

○保育所等が毎事業年度の経営情報（収支計算書、職員給与の状況等）を都道府県に報告。都道府県は、モデル給与や人件費比率等を個別施設・事業者単位で公表するとともに、経営情報の集計・分析と結果公表に努める【R7〜】



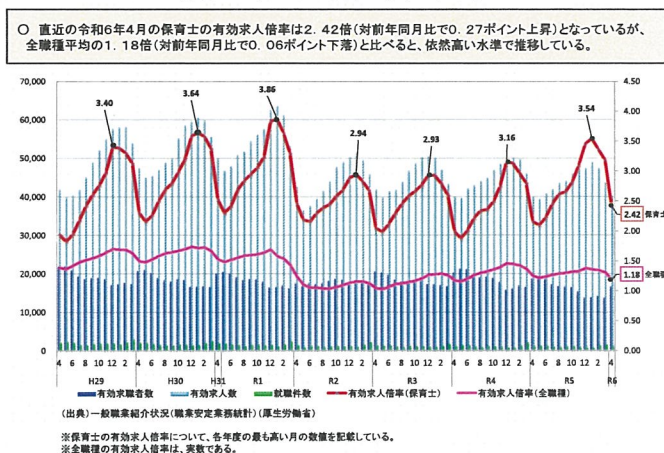
○処遇改善を通じた他職種と遜色ない処遇を実現する
【保育士等の平均給与の増加（令和8年度）】

3.(2) 保育人材の確保のための総合的な対策

現状・課題等

○待機児童は大幅に減少してきているが、保育士の有効求人倍率は2.42倍（令和6年4月）と全職種平均（1.18倍）と比べても高い水準となっている中で、配置基準の改善や「こども誰でも通園制度」の制度化に伴い、今後も保育士の確保は必要となる

保育士の有効求人倍率の推移（全国）



【職場環境の整備】

○保育士を退職した理由として、仕事量が多いことや労働時間が長いことが要因として挙げられている。また、非効率な事務作業や紙での業務によってこどもと向き合う時間が取れないといった意見がある

【新規資格取得支援】

○若年人口が減少していく中で、保育士養成課程を置く大学、短大、専門学校への入学者数が減少傾向にある。学生の保育職への就職率の維持・向上も課題

【離職者の再就職や職場復帰の支援】

○保育士の登録者数と就労者数に差がある中で、潜在保育士の再就職支援を進める必要

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

働きやすい職場環境づくり、新規資格取得と就労の促進、離職者の再就職・職場復帰の促進、保育の現場・職業の魅力発信の取組を総合的に推進

✓対応のポイント



- テクノロジー活用、現場の体制やサポートの充実
- 養成校等の取組の強化
- 保育士・保育所支援センターの機能強化

【働きやすい職場環境づくり】

- 保育現場へのICTの導入や保育士のサポートとしての保育補助者等の配置を推進し、保育士がこどもと向き合う時間を確保
- 巡回支援や交流促進等による保育士や事業者へのサポートを充実
- 休憩の適切な確保や自己研鑽の時間の確保の推進

【新規資格取得と就労の促進】

- 指定保育士養成施設への修学支援や保育所への就職促進の取組への支援を進める【R6補正、R7～】
- 保育所等で働きながら資格取得を目指す者への支援
- 地域限定保育士制度の一般制度化【法律改正・できるだけ早期に】
- 課題やニーズを踏まえた養成・研修内容の充実を図る
- 保育士の登録に係るオンライン手続き化に取り組む

【離職者の再就職・職場復帰の促進】

- 保育士・保育所支援センターの法制化を行い、保育士確保のための拠点として位置づけ、関係機関が連携協力して保育士の確保のための支援を行う体制整備を促進【法律改正・できるだけ早期に】
- 再就職や職場復帰の支援（就職準備金の貸付支援、未就学児をもつ保育士の保育料の貸付等）
- 潜在保育士の段階的な職場復帰支援
- 職業安定行政と連携して、求人・求職の適切な環境の整備を進める

○総合的な保育士確保対策を推進し、保育の提供体制を確保する



【保育人材の増加傾向の維持（令和8年度）】

【保育人材の勤続年数の上昇傾向の維持（令和8年度）】

【保育士・保育所支援センターへの登録者数の増加（令和8年度）】

3.(3) 保育の現場・職業の魅力発信

現状・課題等

- SNS上では、保育に関する誤った情報や保育士・保育の現場へのネガティブなイメージが生じ得る内容の情報も存在
- 正確な情報を発信することにより、保育士が進路選択にあたっての選択肢の一つとなること、現在保育士として従事する者が就業を継続すること、一度現場から離れた者の復帰、を後押しすることが必要



「ハローミライの保育士」トップページ



「ポスター」



「保育人材確保懇談会」

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

保育の現場や保育士等の仕事の魅力の発信を進め、若者や保護者をはじめとする国民の理解を深め、保育人材の確保を図る

✓対応のポイント



- 保育の現場や保育士の仕事の魅力の発信
- 保育の魅力・イメージ向上
- 関係者の連携協働、訴求対象を踏まえた取組

【魅力発信プラットフォーム（ハローミライの保育士）の整備・発信】

- こども家庭庁のHPに「ハローミライの保育士」を開設
主に中高生や資格所有者を対象として、保育所等の実践事例集や実践動画などを掲載し、保育の魅力を発信するとともに、中高生の保護者や進路指導担当者、地域の方など社会全体の保育士という職業への理解促進に取り組む

【多様な関係者による検討・発信（保育人材確保懇談会等）】

- 保育人材確保懇談会
保育の魅力情報発信等の取組について意見交換と情報共有を行い、関係者間の連携・強化を図る
- 保育雑誌編集者懇談会
雑誌編集者との意見交換の場を設けることで保育雑誌を媒介とした保育現場への広報の強化を図る
- 保育士・保育所支援センター全国連絡会
好事例の共有・意見交換の場を提供することにより、保育士・保育所支援センターの気運醸成や更なる取組強化を図る 等

【自治体や保育現場等の地域の実情に応じた魅力発信の取組の支援】

- 「保育士・保育の現場の魅力発信事業」による自治体の取組の支援
- 調査研究による効果的な取組事例の共有等



- 保育士・保育の現場に対するイメージを改善し、保育士を目指す学生を増やす

【保育士を魅力的だと感じるこども・若者等の割合の増加（令和8年度）】

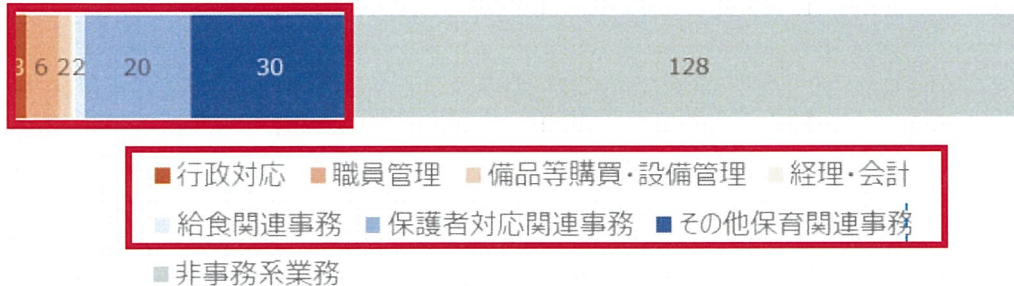
3.(4) 保育DXの推進による業務改善

現状・課題等

○保育現場におけるICT導入は限定的で、手書きやアナログの業務が存続しているため、給付・監査等で多くの書類作成が必要、自治体により異なる書類の様式等による事務負担が課題。また、自治体でも、多くの書類管理やシステムへの入力作業、煩雑な審査による担当者の事務負担が課題

【保育士/保育教諭 1人当たりの月間平均業務量（業務分類別）】

事務系業務 平均計63時間（業務時間全体の33%）



✓ 東京都内の保育事業者を対象とした調査（R2 調査）において、保育士や保育教諭が事務系業務に割いている業務時間は平均63h/月であり、業務時間全体の33%を占めている。

「デジタル田園都市国家構想交付金デジタル実装タイプ TYPES 制度概要」より抜粋

○保護者にとっては、必要な情報収集に手間と時間が掛かる、施設見学は開園時間中に電話で予約、申請書への手書きでの記入など、保活の手續に係る負担が大きいという課題が存在

保活に関し、大変だったこと・苦労したこと

役所相談

情報収集

施設見学
予約

入所申請

- ✓ 入所相談のために妊娠中や子連れの状態で役所を訪問しなければならなかったこと（341人/696人）
- ✓ 手続や保育施設に関する情報について、「情報が一元化されておらず情報収集が大変」、「訪問や電話をしないと情報を得られない」といった意見
- ✓ 保育施設見学予約の手段がアナログな手段（電話や訪問のみ）しかなかったこと（423人/696人）
- ✓ 入所申請書類を手書きで作成する必要があること、入所申請書類が多かったこと（403人/696人）

一般社団法人 こどもDX推進協会「保活に関する保護者アンケート 結果」より抜粋

令和7年度以降の対応等

取組の方向性

各種手続の標準化・簡素化を図るとともに、テクノロジーの活用による業務改善を進め、効率化できた時間で保育の質の確保・向上に取り組むことができる環境を整備する

✓対応のポイント



- 全国的な基盤整備による現場の負担軽減
- 保育ICTのロールモデルとなる事例創出、横展開

【保育所等におけるICT環境整備】

○保育現場における保育ICT（保育に関する計画・記録や保護者との連絡、こどもの登降園管理等の業務、実費徴収等のキャッシュレス決済）や、こどもの安全対策に資する設備（午睡センサー・AI見守りカメラ）等の導入を推進する

フェーズ1

【給付・監査等の保育業務ワンスオンリーの実現】

○保育施設等と自治体の間でオンライン手続を行うための機能を有する全国的な基盤（保育業務施設管理プラットフォーム）を整備し、他システム（子ども・子育て支援システム、ここのサーチ、保育ICTシステム）との連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】

フェーズ2

【保活ワンストップの実現】

○保活に関する一連の手続（手続/施設情報検索、見学予約、就労証明書発行等）のワンストップを実現するために、保護者・保育施設等・勤務先企業・自治体の間で必要な情報を受け渡しするための全国的な基盤（保活情報連携基盤）を整備し、他システムとの連携を図りつつ、全国展開を進める【R8稼働】

フェーズ2

【保育現場におけるテクノロジー活用を促進するための環境整備】

○ICT環境整備についてのロールモデルとなる事例の更なる創出とともに、横展開を行うため、①先進的な保育ICTのショーケース化、②ICTに関する相談窓口・人材育成、③ネットワーク形成・普及啓発をパッケージとして行う「保育ICTラボ事業」を実施する【R6補正】

フェーズ1⇒2への移行を支える取組

○全ての保育所等におけるICT環境の整備【保育所等におけるICT導入率：100%（令和7年度）】



○保育業務ワンスオンリーによる業務効率化の実現【従来と比較した保育業務施設管理プラットフォームの満足度：70%以上（令和8年度）】

○負担のない保活の実現【利用者の保活に関する満足度70%以上、参加施設における施設見学予約のオンライン申請率：60%以上（令和8年度）】

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（案）（概要）

第11回子ども・子育て支援等分科会
2025年8月4日

資料5

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会（第9回）提出資料

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の分野を超えた連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けた課題

- 人口減少、**85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等の増加**
- **サービス需要の地域差**。自立支援のもと、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供
- 介護人材はじめ福祉人材が安心して働き続け、利用者等とともに地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① **「地域包括ケアシステム」を2040年に向け深化**
- ② **地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保**
- ③ **人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援**
- ④ **地域の共通課題と地方創生（※）**

※介護は、特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動、生産性向上など他分野との共通課題の解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

（1）サービス需要の変化に応じた提供体制の構築 等

【中山間・人口減少地域】サービス維持・確保のための柔軟な対応

- ・ 地域のニーズに応じた柔軟な対応の検討
 - （**配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供 等**）
- ・ **地域の介護等を支える法人への支援**

※サービス需要変化の地域差に応じて3分類

【大都市部】需要急増を踏まえたサービス基盤整備

- ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に、ICT技術等を用いた24時間対応
- ・ 包括的在宅サービスの検討

【一般市等】サービスを過不足なく提供

- ・ 既存の介護資源等を有効活用し、サービスを過不足なく確保
- 将来の需要減少に備えた準備と対応

（2）人材確保・生産性向上・経営支援 等

- ・ テクノロジー導入・タスクシフト/シェアによる生産性向上
※ 2040年に先駆けた対応。事業者への伴走支援や在宅技術開発
- ・ 都道府県単位で、雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築
- ・ 大規模化によるメリットを示しつつ、介護事業者の協働化・連携（間接業務効率化）の推進

（3）地域包括ケアシステム、医療介護連携 等

- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）
- ・ 介護予防支援拠点の整備と地域保健活動の組み合わせ
※ 地リハ、介護予防、一体的実施、「通いの場」、サービス・活動C等の組み合わせ
- ・ 認知症高齢者等に対する、医療・介護等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

（4）福祉サービス共通課題への対応（分野を超えた連携促進）

- ・ 社会福祉連携推進法人の活用を促進するための要件緩和
- ・ 地域の中核的なサービス主体が間接業務をまとめることへの支援

- ・ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）
- ・ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実
- ・ 福祉医療機構による法人の経営支援、分析スコアカードの活用による経営課題の早期発見

「2040年に向けたサービス提供体制等のあり方」検討会 とりまとめ（概要）（案）

令和7年7月〇日

地域における「連携」を通じたサービス提供体制の確保と地域共生社会

- 2040年に向けて、高齢化・人口減少のスピードが異なる中、地域の実情を踏まえつつ、事業者など関係者の連携を図り、サービス需要に応じた介護、障害福祉、こどもの福祉分野のサービス提供体制の構築が必要。
- 地域住民を包括的に支えるための包括的支援体制の整備も併せて推進することで、地域共生社会を実現。

2040年に向けたサービス提供体制等のあり方（概要）

2040年に向けて、85歳以上の医療・介護ニーズを抱える者や認知症高齢者、独居高齢者等が増加するとともに、地域のサービス需要が変化中、地域包括ケアシステムを深化し、全ての地域において、利用者等が適切に介護や医療等のサービスを受けながら自立して日常生活を営めるよう、地域の実情に応じた効果的・効率的なサービス提供体制を関係者の連携のもと確保するとともに、介護人材はじめ福祉人材が安心して働けることができる環境を整備し、福祉人材や利用者等が地域で活躍できる地域共生社会を構築

基本的な考え方

- ① 「地域包括ケアシステム」を深化：2040年に向けて、医療・介護、介護予防、認知症ケアへの切れ目のない提供（地域の提供体制確保）
- ② 地域軸・時間軸を踏まえたサービス提供体制確保：高齢者の介護サービス需要に地域差。2040年に向けた需要の変化を踏まえた対応
- ③ 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援：処遇改善など人材確保の取組の充実。地域単位でも専門機関等の関係者が連携して支援を行い、雇用管理による人材の定着、テクノロジー導入・タスクシフト/シェア、協働化など経営改善をあわせて図っていく
- ④ 地域の共通課題と地方創生：介護をはじめ福祉の現場は特に地方において地域の雇用や所得を支える重要なインフラ。人手不足、移動の課題、生産性向上の必要性など、他分野と共通課題。その解決に向け、関係者が連携して地域共生社会を構築し、地方創生を実現

方向性

※わかりやすさの観点から、本文の構成とは一部異なる。

（1）人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築

2040年に向けて、地域における人口減少・サービス需要の変化に応じ、全国を主に3つの地域に分類して、テクノロジー等も活用し、高齢者介護について、その地域の状況に応じたサービス提供体制や支援体制を構築

- 「中山間・人口減少地域」：サービスを維持・確保するための柔軟な対応
 - ・ サービス需要が減少中、様々なサービスを組み合わせで維持・確保できるよう、地域のニーズに応じた柔軟な対応（配置基準等の弾力化、包括的な評価の仕組み、訪問・通所などサービス間の連携・柔軟化、市町村事業によるサービス提供などの検討）
 - ・ 地域の介護機能の維持等のため、地域の介護を支える法人等への支援、社会福祉連携推進法人の活用促進
- 「大都市部」：需要急増を踏まえたサービス基盤整備のための適切な対応
 - ・ サービス需要が急増中、公と民の多様なサービスに加え、ICTやAI技術など民間活力も活用したサービス基盤の整備
 - ・ 重度の要介護者や独居高齢者等に対応可能な、ICT技術等を用いた24時間対応可能な効率的かつ包括的なサービスの検討
- 「一般市等」：サービスを過不足なく確保するための適切な対応
 - ・ サービス需要が増減中、既存の介護資源等を有効活用しサービスを過不足なく確保。将来の需要減少に備えた準備と柔軟な対応

(1) 人口減少・サービス需要の変化に応じたサービス提供体制や支援体制の構築（続き）

○ 支援体制の構築

- ・ サービス提供体制の変化の中、他分野とも連携した支援体制が必要。医療も含め、地域における介護サービス提供体制の状況をエリア別に見える化し、地域で状況把握・分析、関係者間の共有・議論。介護保険事業計画等のあり方の議論の中で位置づけを検討

<福祉サービスとの共通課題への対応>

- ・ 地域のサービス需要に応じた提供体制や支援体制について、障害福祉、保育においてもその特性を踏まえつつ、高齢者介護と同様に構築。特に、中山間・人口減少地域では配置基準の弾力化など柔軟な対応。保育は多機能化も推進
- ・ 社会福祉連携推進法人をはじめ、事業者間の連携・協働化を促進して提供体制を構築することが重要

(2) 人材確保と職場環境改善・生産性向上、経営支援

2040年に向けて、生産年齢人口が減少する中、介護人材確保は最大の課題。処遇改善をはじめとする人材確保の取組を進めるとともに、地域単位でも、専門機関等の連携を図り、雇用管理・生産性向上、事業者間の協働化など、経営改善に向けた支援を実施

○ 国や地方における介護人材確保に向けた取組

- ・ 賃上げや処遇改善の取組の推進
- ・ 地域における人材確保状況等の見える化・精緻な分析、対策の検討
- ・ 地域の公的な機関等の連携やプラットフォーム機能の充実等（（4）で詳述）
- ・ 入門的研修の強化、業務の整理・切り出し、タスクシェア/人材シェア、多様な人材とのマッチング
- ・ 若い世代に向けた介護の魅力向上
- ・ 常勤化支援
- ・ 外国人材の定着支援や就労・生活環境整備
- ・ 養成施設の環境整備

○ 雇用管理等による介護人材の定着に向けた取組

- ・ 介護事業者の適切な雇用管理（ハラスメント対策含む）
- ・ 介護人材の多様なキャリアモデルの見える化・キャリアアップの仕組み
- ・ オンラインを含めた教育・研修への位置付け、試験制度における取組

○ 職場環境改善・生産性向上の取組

- ・ 生産性向上による業務効率化等で得た時間で職員への投資を図り、質の向上や介護人材定着を促すことが重要
- ・ テクノロジー導入・運営支援、介護助手等によるタスクシフト/シェア
- ・ 団体等と連携したテクノロジー等の普及
- ・ デジタル中核人材の育成、科学的介護の推進、生産性相談窓口による伴走支援。介護記録ソフトやAIなど在宅の技術開発、研究

○ 介護事業者の経営改善に向けた支援

- ・ 都道府県単位で雇用管理・生産性向上など経営支援の体制の構築（地域の専門機関や専門職等との連携）

○ 他事業者との協働化、事業者間の連携、大規模化

- ・ 小規模の良さを活かし、大規模化によるメリットを示しつつ、間接業務効率化や施設・設備の共同利用など、協働化や事業者間連携をまずは推進。大規模化を事業者間でも進めるとともに、社会福祉連携推進法人の活用が進む仕組みを検討

<福祉サービスとの共通課題への対応>

- ・ 介護分野と同様の課題を有しており、障害福祉、保育それぞれの分野の特性に応じそれぞれ取組を推進（各分野での業務の標準化やテクノロジー導入等）
- ・ 地域の事業者や関係者間の連携は、人材確保、職場環境改善・生産性向上、経営支援のため重要

(3) 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携、介護予防・健康づくり、認知症ケア

2040年に向けて、地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護、介護予防、生活支援等の包括的な確保を図る必要があり、そのためには、地域資源を把握・分析し、様々なサービスや事業の組み合わせや連携を図っていく必要

○ 地域包括ケアとその体制確保のための医療介護連携

- ・ 地域包括ケアにおける医療介護連携の強化。退院して在宅復帰するまでの老人保健施設、地域の中小病院等の医療機関の役割が重要（医療・介護資源の地域差を踏まえて対応していく必要）
- ・ 地域の医療・介護状況の見える化・状況分析と2040年に向けた介護・医療連携の議論（地域医療構想との接続）

○ 介護予防・健康づくり、介護予防・日常生活支援総合事業等

- ・ 地域リハビリテーション体制、「通いの場」の取組、サービス・活動C、一体的実施等の介護予防関連施策の連携と専門職等の適切な関与の促進
- ・ 総合事業の充実やインセンティブ交付金の改善 ・ 介護予防支援拠点の整備

○ 認知症ケア

- ・ 医療、介護、生活支援、権利擁護・意思決定支援等に加え、地域におけるインフォーマルな支援の推進

(4) 福祉サービス共通課題への対応（地域における「連携」と地域共生社会）

2040年に向けて、中山間・人口減少地域をはじめ、地域において分野ごと及び分野を超えた事業者の連携や関係者の連携を更に進め、福祉サービス提供体制や支援体制を構築していく必要。こうした福祉サービス提供体制等の確保に向けて下記の方策を行うことで、地域住民を支えるための包括的支援体制の整備もあわせて推進し、地域共生社会の実現を図っていく。

○ 法人等の経営支援、社会福祉連携推進法人のあり方

- ・ 福祉医療機構（WAM）による優遇融資に加え、経営サポート事業、分析スコアカードの活用による法人の経営課題の早期発見・早期対応・法人間の合併に係るマッチング支援や手続の明確化
- ・ 地域の中核的なサービス提供主体がバックオフィス業務をとりまとめるなど、地域において協働化や連携を進めていく仕組みについてそのインセンティブの検討
- ・ 社会福祉連携推進法人において、一定の要件の下で社会福祉事業の実施等によるサービス提供体制確保・協働化の推進、事務負担軽減

○ 人材確保等に係るプラットフォーム機能の充実

- ・ 都道府県単位で、関係者間で地域の現状共有、課題認識、協働して課題解決に取り組むためのネットワーク機能の充実
- ・ 「人材確保・定着」「職場環境の改善、生産性向上・経営支援」「介護のイメージ改善・理解促進」など地域の個別課題に応じたプロジェクトを創設し実践的な取組を推進、公的機関による支援、リカレント教育の実施
- ・ 介護分野に限らず、福祉人材全体の確保につながるよう機能の充実、多様な専門職に係る関係機関との連携と多職種協働の推進

○ 地域の実情に応じた既存施設の有効活用等（財産処分等に係る緩和）

- ・ 中山間・人口減少地域においてサービス維持のため、介護、障害福祉、保育などの福祉施設等について、横断的な観点も含め、既存施設の有効活用・地域の実情に応じた柔軟な活用
- ・ 不動産の所有要件、転用・貸付・廃止に係る補助金の国庫返納に関する規制の緩和の検討（経過年数10年未満の場合の全部転用等）

今後の予定

本とりまとめは、社会保障審議会介護保険部会や社会保障審議会福祉部会等の関係審議会に報告し、制度改正に向けた議論を行っていく。

福祉サービス維持 対策は地域ごとに

厚労省検討会

厚生労働省の有識者検討会は24日、介護や保育、障害福祉といった福祉サービスを維持するため、人口減少や高齢化の進み具合を踏まえて地域ごとに対策を検討すべきだとした報告書案を示した。高齢化が進展する2040（令和22）年に向け、分野を超えた連携が必要だとした。

報告書案は、介護と医療両方のニーズが高まる85歳以上のほか、認知症や独居の高齢者の増加が見込まれると指摘。地域を「中山間・人口減少地域」「大都市部」などに分類し、需要に応じた柔軟な対応を求めた。

中山間・人口減少地域での介護は、複数の事業所が

人材を共有することや、情報通信技術（ICT）の導入で業務効率化を目指すとした。

事業者、自治体など関係者が分野を超えて連携することや、既存施設の有効活用も挙げた。

保育では、中山間・人口減少地域で既に子供が少ない場合は、計画的に保育所などを整備し、必要に応じて合併や統廃合を進める必要があると指摘。保育士の確保も難しくなるとみられ、職員の配置基準の柔軟対応にも言及した。

■増加率北海道トップ
「校内に外国の子がいるのは当たり前光景」。東京都江戸川区立西葛西小学校の村松祐喜副校長(43)は語る。全校児童707人のうち55人は中国やインドなど外国人の子だ。同校は2000年頃から外国人が増加。5・14歳の外国人は4360人で、昨年から386人も増えた。同校は日本語指導を行う専用教室を設けており、「言葉が分から

ず不安な児童も安心して過ごせる」という。都道府県別で、外国人の増加率が最も高かったのは北海道の19・57%で、宮崎県(18・28%)、佐賀県(16・39%)と九州の県が続いた。人口に占める外国人の割合は、東京都が5・15%でトップ、愛知県(4・30%)、群馬県(4・27%)の順だった。外国人住民の数は、市区では大阪市の約19万人、町村は自動車工場を抱える群馬県大泉町の887

リゾート地で雇用増 訪日人気で

1人が最多だった。■地域人材育成
訪日客に人気のリゾート地で暮らす外国人も増加が目立った。スキーリゾート・ニセコで知られる北海道倶知安町は前年比で88・3人増え、増加数が町村部の

トップだった。富士山を擁する山梨県富士河口湖町も外国人住民が1144人で10年間で6倍超に増えた。町によると、訪日客増加に伴い、ホテルや観光施設などで働く語学が堪能な外国人が増えているという。

各自治体では、外国人の受け入れ環境の整備も進む。宮城県では地域に根付いて活躍する人材を育てようと今年3月、大崎市が「市立おおきき日本語学校」を開校。台湾、ベトナム、インドネシアから来日した10

60歳代の28人が学ぶ。同市は高齢化率が3割を超え、開校式で伊藤康彦市長が「卒業後は地域活力の1翼を担ってほしい」と呼びかけた。■マナー・マニエール
日本のルールやマナーを



知ってもらおうと、千葉県富津市は「外国人のための

生活マナー・マニエール」を英語やベトナム語など4か国語で作成。7月から配布を始めた。群馬県伊勢崎市はスペイン語やベトナム語など4言語で対応する「外国人総合相談窓口」を設け、生活相談に乗っている。だが、受け入れが限界となる自治体もある。トルコから入国したクルド人ら外国人が多く住む埼玉県。大野元裕知事は今年4月、「住民に不安が広がっている」として外務省を訪れ、トルコとの相互査証(ビザ)免除協定の一時停止を求める要請書を提出した。外国人労働者の状況に詳しい万城目正雄・東海大学教授(国際労働移動)は「地域における多文化共生を進めることが格差や分断を防ぐ上で大切」と指摘。「労働者としての受け入れと合わせ、生活者としての子育て・教育・医療などきめ細かな支援が必要」と求めた。

外国人増 全国に拡大

最多367万人

総務省が発表した住民基本台帳に基づく人口で、日本に住む外国人は367万7463人と、2013年の調査開始以降の最多を更新した。これまで外国人の増加は都市部が中心だったが、地方でも増加が目立つ。(地方部 柿井秀太郎、甲府支局 涌井統矢 本文記事1面)

◆都道府県別の人口と外国人人口

	対前年増減率(%)	人口(人)	うち外国人(人)	対前年増減率(%)
全国	1億2433万690	-0.44	367万7463	10.65
北海道	504万4825	-0.97	6万5621	19.57
青森	118万5767	-1.64	8415	10.75
岩手	115万3900	-1.15	1万1163	12.15
宮城	222万4980	-0.78	2万9286	10.72
秋田	90万7593	-1.84	5753	10.17
山形	101万2355	-1.47	1万318	13.09
福島	177万1314	-1.33	1万9688	10.54
茨城	284万8597	-0.60	10万188	11.92
栃木	190万4173	-0.66	5万5762	11.88
群馬	190万7976	-0.59	8万1396	12.56
埼玉	737万4294	-0.06	25万7656	11.91
千葉	631万1579	0.02	22万7013	13.57
東京	1400万2534	0.65	72万1223	11.40
神奈川	920万2559	-0.07	28万4889	9.50
新潟	211万754	-1.26	2万3785	12.49
富山	100万8536	-1.03	2万3783	8.51
石川	109万8121	-1.00	2万533	8.92
福井	74万6690	-0.76	1万9152	14.19
山梨	80万1056	-0.66	2万3075	10.41
長野	201万2399	-0.78	4万5263	8.92
岐阜	195万1292	-0.84	7万2509	7.55
静岡	357万5704	-0.85	12万111	7.33
愛知	748万3755	-0.23	32万1905	6.62
三重	174万1266	-0.93	6万6933	6.92
滋賀	140万5246	-0.37	4万1517	5.45
京都	247万2013	-0.65	8万2610	10.61
大阪	877万1961	-0.04	32万8128	10.64
兵庫	539万3607	-0.61	14万102	8.24
奈良	130万3867	-0.86	1万8914	9.34
和歌山	90万1193	-1.33	1万32	12.34
鳥取	53万4003	-1.15	6005	9.00
島根	64万2590	-1.23	1万455	9.05
岡山	183万5478	-0.85	3万8118	8.48
広島	272万8771	-0.79	6万6260	8.56
山口	129万2956	-1.31	2万1195	9.73
徳島	70万409	-1.35	8769	12.47
香川	93万9965	-0.91	1万9326	13.50
愛媛	129万6359	-1.21	1万8290	14.68
高知	66万4863	-1.59	6661	11.65
福岡	508万6957	-0.17	11万1461	13.59
佐賀	79万4252	-0.85	1万1175	16.39
長崎	127万4371	-1.21	1万5434	15.90
熊本	171万6360	-0.68	2万8883	14.98
大分	110万2102	-0.96	1万9893	12.75
宮崎	104万8347	-0.98	1万1345	18.28
鹿児島	155万8920	-1.11	1万8685	16.37
沖縄	148万4081	-0.11	2万8780	15.59

※ 増加率上位の順位

富士急行線河口湖駅の改札で、外国人観光客を案内するスリランカ国籍の駅員、サンジュ・エカナヤケさん

日本人の生産年齢人口(15〜64歳)は30年連続で減少しており、政府は「移民政策はとらない」との立場を維持しつつも、外国人労働者の受け入れを進めてきた。2019年には、日本で働くための在留資格「特定技能」を創設し、農業や介護、外食業、建設業などの分野で外国人の受け入れに力を入れた。27年4月からは、帰国が前提の外国人技能実習制度に代わり、「育成就労」制度を

政府、受け入れ推進

開始する。原則3年で一定の技能水準に達成した後、日本に残って働くこともできる。想定しており、外国人材のさらなる増加が見込まれる。国立社会保障・人口問題研究所は23年に公表した将来推計人口で、外国人が40年頃まで毎年16万人程度増加し、67年に日本の総人口の10%を超すと予測した。6日に発表された外国人の人口は推計の倍以上のペースで増え、鈴木法相は「40年頃に10%を超えざることを想定しなければならぬ」と指摘する。外国人の割合がすでに10%を超える欧州諸国では、移民排斥などを主張する右派政党が台頭し、社会の分断や混乱が生じている。日本でも、7月の参院選では外国人を巡る政策が争点となった。政府は7月、外国人に関する課題に省庁横断で取り組むための司令塔組織を内閣官房に新設した。社会保障料の未納防止や土地取引の規制などを検討する。林官房長官は6日の記者会見で「排外主義に陥ってはならないが、ルールを守らない人への厳格な対応に取り組む」と強調した。(政治部 鶴田瑛子)

「40年に10%超」想定も